

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月25日提出
【計算期間】	第25期(自 2025年3月26日至 2026年3月25日)
【ファンド名】	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）
【発行者名】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	050-5785-6187
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主に、世界各国の株式、債券に国際分散投資を行なうことで、中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの基本的性格

## 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
公債	年6回 (隔月)	欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産 複合 資産配分 固定型(株式、債 券)))		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。  
 その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券)))  
 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。  
 「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。  
 年1回  
 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。  
 グローバル(含む日本)  
 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  
 ファミリーファンド  
 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。  
 為替ヘッジなし  
 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。  
 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。  
 上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

## ファンドの特色

# 1. マザーファンドを通じて国際分散投資を行いません。

各マザーファンドへの投資比率は、以下の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。

マザーファンド	基本資産配分
	2026年6月26日現在
「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 ・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ない、ラッセル野村大型インデックス（配当込み）を上回る投資成果の獲得をめざします。	21%
「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：スパークス・アセット・マネジメント株式会社 ・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ない、ラッセル野村小型インデックス（配当込み）を上回る投資成果の獲得をめざします。	8%
「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ・わが国の公社債を中心に投資を行ない、NOMURA-BPI総合を上回る投資成果の獲得をめざします。	21%
「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシー ・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI北米インデックス（税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。	22%
「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：MFSインターナショナル（U.K.）リミテッド ・欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI欧州インデックス（税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。	13%
「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド ・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI太平洋フリー・インデックス（除く日本、税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。	5%
「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー ・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。	10%

※上記のインデックスについては、後述の「各マザーファンドとベンチマーク・インデックスについて」をご参照ください。

※上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。

※市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 2. 運用成果を向上させるために、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（SGIC）が運用状況をモニタリングします。

SGICのファンド・アナリストが、各マザーファンドの運用状況を日々モニタリングし、必要な場合には運用アドバイザー（投資顧問会社）交代の助言を行います。

最終的な運用アドバイザーの決定は、SGICに加えてアモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクからの情報提供や助言をもとに、アモーヴァ・アセットマネジメントが行ないます。

※運用アドバイザー交代の際などには、暫定的にアモーヴァ・アセットマネジメントが各マザーファンドの運用指図の権限を行使することとなる場合があります。

## 3. 資産配分は、SGICの助言をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが行ないます。

SGICは、グローバルなマクロ経済環境・市況などの分析をもとに効率的なポートフォリオを構築し、それに基づき助言を行ないます。

中期的な市況見通しの変化に応じて、ポートフォリオの資産配分比率を継続的に見直し、調整します。

SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（SGIC）とは

◆SGICは、運用会社および販売会社間の中立的な視点に基づいて、資産運用サービスを提供するコンサルティング・カンパニーです。運用会社の評価・選定、資産配分の策定、運用手法の研究・開発、コンサルティングの4つの主要事業を通じて、革新的かつ高品質のソリューション提供をめざします。

アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクとは

◆アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクは、アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ<sup>®</sup>の傘下にあるグローバル運用の米国拠点です。

※「アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ」とはアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社とそのグループ会社の総称です。

## ファンドの仕組み

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 【各マザーファンドとベンチマーク・インデックスについて】

- 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド……………ラッセル野村大型インデックス(配当込み)
- 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド……………ラッセル野村小型インデックス(配当込み)
- 日本債券グローバル・ラップマザーファンド……………NOMURA-BPI総合
- 北米株式グローバル・ラップマザーファンド……………MSCI北米インデックス  
(税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース\*)
- 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド……………MSCI欧州インデックス  
(税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース\*)
- アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド……………MSCI太平洋フリー・インデックス  
(除く日本、税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース\*)
- 海外債券グローバル・ラップマザーファンド……………FTSE世界国債インデックス  
(除く日本、ヘッジなし・円ベース\*)

\*ヘッジなし・円ベースとは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

※ラッセル野村大型インデックスおよびラッセル野村小型インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRG」)およびFTSE Russellに帰属します。なお、NFRGおよびFTSE Russellは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRG」)が公表している指数で、その知的財産権はNFRGに帰属します。なお、NFRGは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※MSCI 指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

2001年10月17日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2004年12月28日

- ・「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更

2005年12月9日

- ・「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など、ならびに「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における運用指図権限の範囲の変更

2008年11月18日

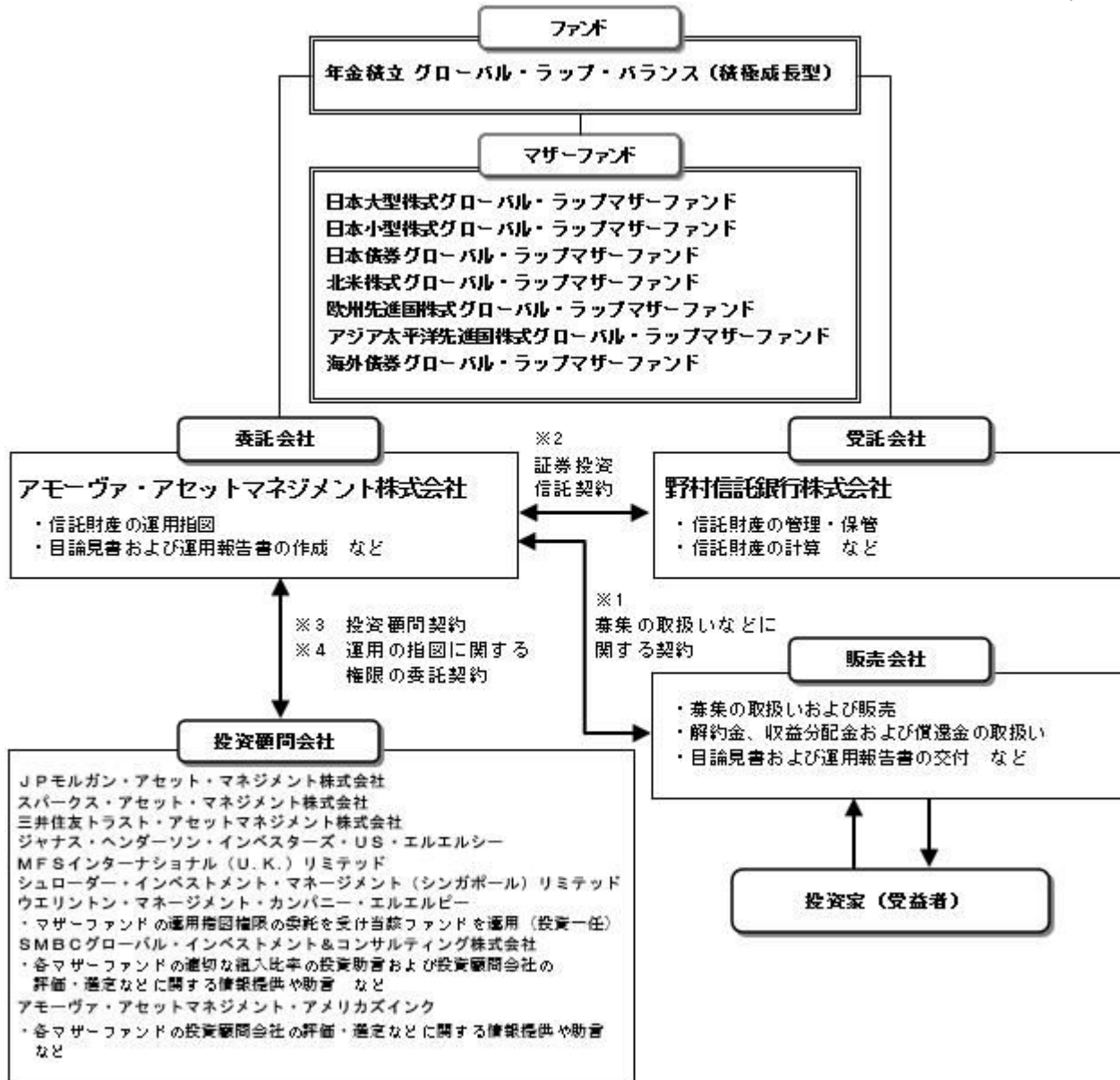
- ・「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など

2010年5月18日

- ・「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものです。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。
- 4 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものです。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2026年3月末現在）

- 1) 資本金  
17,363百万円
- 2) 沿革  
1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立  
1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更  
2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

### 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ・主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。
  - ・各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。
- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 証券投資信託                      |     |
| 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド      | 21% |
| 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド      | 8%  |
| 日本債券グローバル・ラップマザーファンド        | 21% |
| 北米株式グローバル・ラップマザーファンド        | 22% |
| 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド     | 13% |
| アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド | 5%  |
| 海外債券グローバル・ラップマザーファンド        | 10% |
- ・上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。
  - ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### <年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）>

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

- 証券投資信託 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託 「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託 「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託 「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託 「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託 「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド
- 2) 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド
- 3) 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド
- 4) 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド
- 5) 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
- 6) 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
- 7) 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド
- 8) 株券または新株引受権証券
- 9) 国債証券
- 10) 地方債証券
- 11) 特別の法律により法人の発行する債券
- 12) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 13) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 14) コマーシャル・ペーパー
- 15) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 16) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、8)～15)の証券または証書の性質を有するもの
- 17) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- 18) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で19)に定めるもの以外のもの
- 19) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 20) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 21) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
- 22) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 23) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 24) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

- 25) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 26) 外国の者に対する権利で25)の有価証券の性質を有するもの  
次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの  
次の取引ができます。
  - 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 有価証券の貸付
  - 7) 公社債の空売
  - 8) 公社債の借入
  - 9) 外国為替予約取引
  - 10) 資金の借入
- <日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>  
わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
- <日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>  
わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
- <日本債券グローバル・ラップマザーファンド>  
わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
- <北米株式グローバル・ラップマザーファンド>  
米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。
- <欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>  
欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
- <アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>  
アジア・環太平洋主要先進国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンドなどを含みます。)を主要投資対象とします。
- <海外債券グローバル・ラップマザーファンド>  
海外の公社債を主要投資対象とします。
- 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」および「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。)
  - 3) 金銭債権
  - 4) 約束手形
  - 5) 為替手形
- 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」および「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。)
  - 3) 金銭債権
  - 4) 約束手形
  - 5) 為替手形
- 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」および「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するもの
  - 10) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))で投資法人債券に類する証券
  - 11) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 12) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)～8)の証券の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 11) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 12) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの  
「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」および「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの  
「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの

- の
- 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
  - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの
- 各マザーファンドは、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」を除きます。）
- 各マザーファンドは、次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は行ないません。）
  - 6) 有価証券の貸付
  - 7) 公社債の空売
  - 8) 公社債の借入
  - 9) 外国為替予約取引（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は行ないません。）

## 投資対象とするマザーファンドの概要

## &lt;日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド&gt;

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き（ラッセル野村大型インデックス*（配当込み））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* ラッセル野村大型インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社（旧野村證券株式会社、以下「NFRC」）およびFTSE Russellが共同開発したラッセル野村日本株インデックスにおける大型株中心のサイズ別指数です。わが国の株式市場の動きを示すラッセル野村総合インデックスの時価総額上位85%の銘柄群で構成されています。  
同指数の知的財産権およびその他一切の権利はNFRCおよびFTSE Russellに帰属します。なお、NFRCおよびFTSE Russellは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### <日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き（ラッセル野村小型インデックス*（配当込み））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。</li> <li>株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。

#### ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

#### その他

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* ラッセル野村小型インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社（旧野村證券株式会社、以下「NFRC」）およびFTSE Russellが共同開発したラッセル野村日本株インデックスにおける小型株中心のサイズ別指数です。わが国の株式市場の動きを示すラッセル野村総合インデックスの時価総額下位15%の銘柄群で構成されています。

同指数の知的財産権およびその他一切の権利はNFRCおよびFTSE Russellに帰属します。なお、NFRCおよびFTSE Russellは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### <日本債券グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き（NOMURA-BPI総合 <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。</li> <li>公社債の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資は行ないません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

<sup>\*</sup> NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している、わが国の債券市場の動きを示す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債、MBS、ABSなど、国内で発行された円建公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存期間1年以上、残存額面10億円以上で、事業債、円建外債、MBS、ABSについては、A格相当以上の格付を取得しているものに限られます。  
同指数の知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### <北米株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き（MSCI北米インデックス <sup>*</sup> （税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。

投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。

**ファンドに係る費用**

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

**その他**

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ジャンナス・ヘンダーソン・インベスターズ・U.S.・エルエルシー（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* MSCI北米インデックスは、MSCI Inc.が発表している、アメリカとカナダの株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、両国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

**< 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >**

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI欧州インデックス*（税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州主要先進国（MSCI 欧州インデックス採用国）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・ 投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・ また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。</li> <li>・ 株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・ 外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	M F S インターナショナル（U.K.）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* MSCI 欧州インデックスは、MSCI Inc. が発表している、イギリス、フランス、ドイツなど、欧州主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。  
同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### < アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI 太平洋フリー・インデックス（除く日本、税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）採用国・地域）の株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。</li> <li>株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール） リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* MSCI太平洋フリー・インデックス（除く日本）は、MSCI Inc.が発表している、オーストラリア、香港など、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### <DR（預託証券）>

ある国で発行されている株式をその国以外の海外市場で流通させる目的で、原株式を銀行などに預託し海外で発行する代替証券をいいます。海外投資家も国内投資家とほぼ同様の権利を享受でき、取引形態についても株式と変わりません。

#### <カントリーファンド>

特定の国、地域の有価証券に投資することを目的としたクローズド・エンド型の会社型投資信託をいいます。会社型投資信託とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその発行株式に投資する形態をいいます。

#### <海外債券グローバル・ラップマザーファンド>

##### 運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、世界の主要国の債券市場の動き（FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
------	---

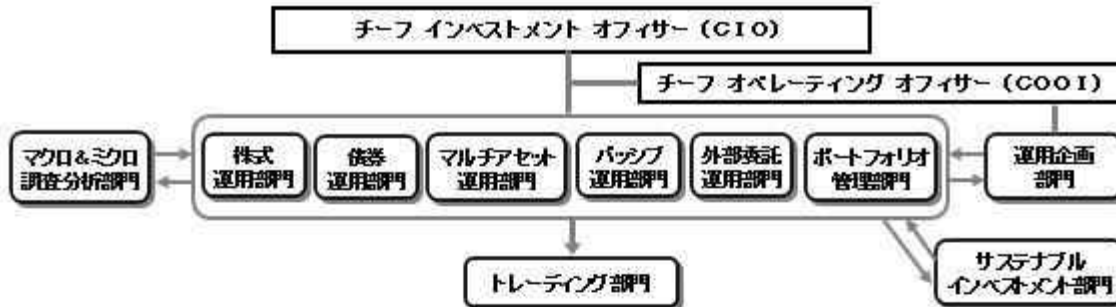
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

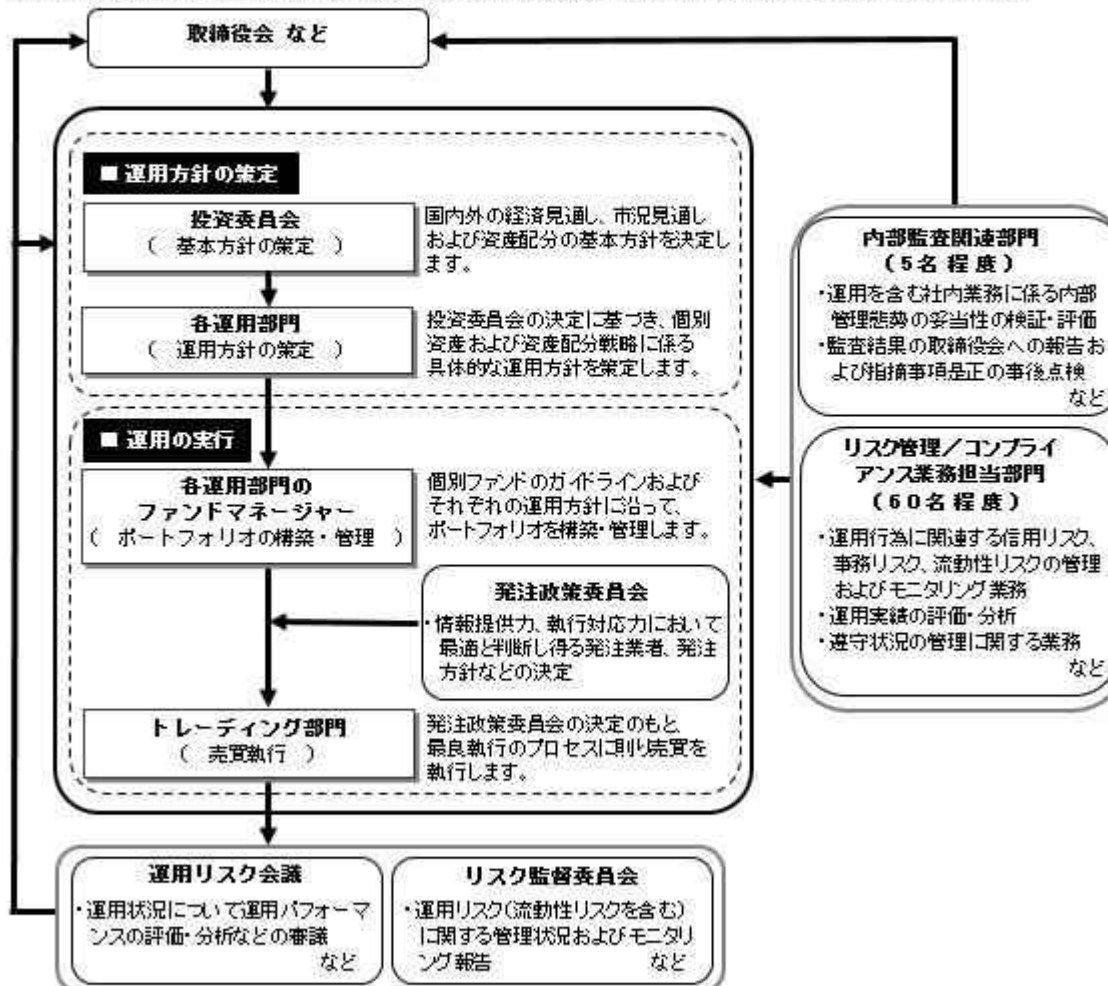
### （3）【運用体制】

< 委託会社における運用体制 >

## ◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



## ◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



## 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

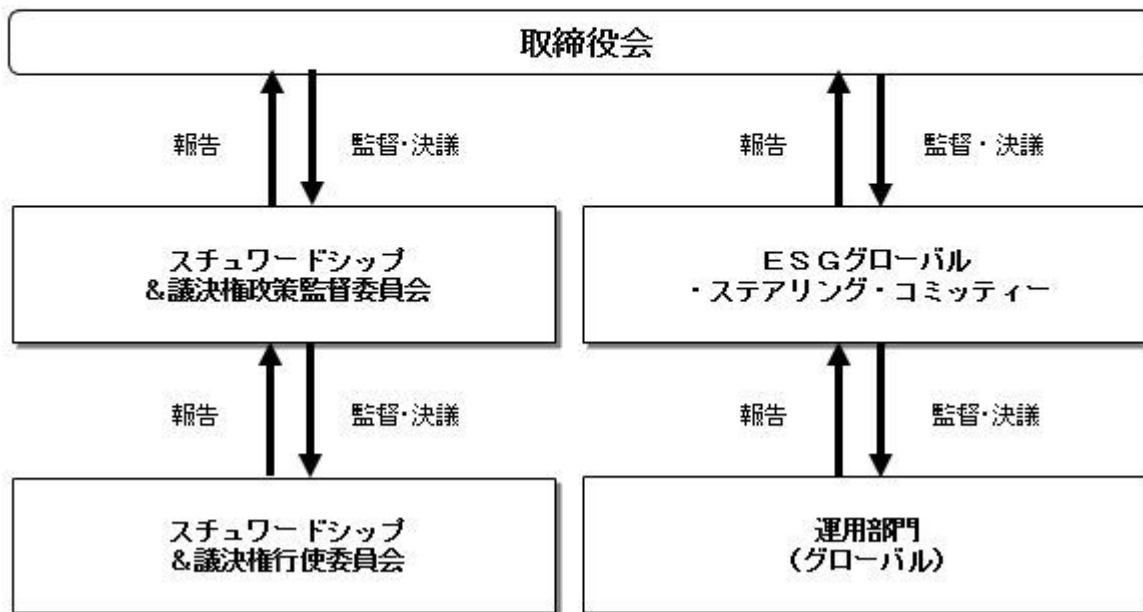
「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行っております。

## ◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティ

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行うこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



上記体制は2026年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

各マザーファンドの運用アドバイザー（投資顧問会社）は以下の通りです。なお、運用アドバイザーについては、将来、変更する場合があります。

以下の内容は、各社提供の情報に基づいて作成しています。

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

JPモルガン・アセット・マネジメントは、世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の日本拠点のひとつであり、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに属しています。同グループの運用総資産は約646兆円にのぼります（2025年12月末現在）。

同社のJPモルガン日本株運用の運用哲学は、アナリストが市場では手薄になりがちな長期的な業績予想を行なうことによって当該企業株価の均衡価値を解明し、その均衡価値と市場価格のカイ離を捉えるというものです。また、期待リターンモデルを活用することにより客観的に銘柄の割安度を判定し、市場タイミングや業種配分の偏りといった銘柄選択以外のリスクは原則として排除するなど、徹底したリスクコントロールのもと、安定的な超過収益の積上げをめざします。

「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

スパークス・アセット・マネジメントは、1989年に発足した日本で数少ない独立系の投資顧問会社です。同社は創業以来「マクロはミクロの集積」という投資哲学の下、「徹底した企業調査をベースにした投資」を一貫して行なっています。特に、経済構造が変革する中で成長する新興企業群や、既存の産業の中で自ら体質改善を図りながら成長を捉えようとする企業群に注目しています。2025年12月末現在の同社を含むグループ全体の運用資産額は2兆2,334億円です。

徹底した企業訪問・財務分析から得た調査結果を同社独自の社内データベースに蓄積し活用しています。この中から合議の上で有望銘柄がリストアップされ、ポートフォリオの構築が行なわれます。また、運用はチームによる組織立った運用体制が敷かれています。

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に委託します。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、三井住友トラスト・グループの中核を成す資産運用会社であり、資産運用で高い専門性を有しています。長期的な市場動向が中短期的な「市場テーマ（＝市場が注目する材料）」の積み重ねにより構成されていると考えており、マーケット動向、マクロ動向、クレジット動向の母念な調査・分析により、独自に市場テーマを追求し、投資行動に効果的に反映することで超過収益の獲得をめざします。三井住友トラスト・アセットマネジメントにおける運用資産総額は約114.6兆円（2025年12月末現在）にのぼります。

「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーに委託します。

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーは、グローバル・アクティブ運用会社であるジャナス・ヘンダーソン・グループの一員です。世界25都市のオフィスに約2,000名の従業員が在籍しており、グループの総運用資産残高は約71兆円に上ります（2025年9月末現在）。

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーは、創設以来、一貫して資産運用に専念し、揺るぎない投資哲学と豊富な専門知識、グローバルに広がるネットワークを基盤に、様々な資産運用戦略の提供に取り組み、確かな実績を築いています。

ジャンスの株式運用は、綿密なファンダメンタルズ分析に基づく銘柄選択に重点を置いています。企業利益の中長期的成長性や競争優位性の高い銘柄を見極め、より多くの情報とアナリストが推奨する最良の投資アイデアの中から、ボトムアップアプローチによる銘柄選択によって超過収益の獲得を目指します。

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、MFSインターナショナル(U.K.)リミテッドに委託します。

MFSインターナショナル(U.K.)リミテッドは、米国に本拠を置くマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー(MFS)グループの英国法人です。MFSは1924年米国初のミューチュアル・ファンドの設定と共に創業した米国最古の資産運用会社で、発祥の地であるボストンの他、ロンドン、シンガポール、東京、シドニー、トロント、香港、サンパウロにリサーチ拠点を置くグローバルな運用会社として、世界中の投資家から約102兆円の運用資産を受託しています(2025年12月末現在)。

同社は、「企業の利益・キャッシュフローの持続的な成長こそが中長期的な株価上昇に繋がる」との信念のもと、独自のリサーチ活動を通じて、産業や個別企業について徹底したファンダメンタルズ分析を行っています。業界平均以上の、かつ継続的に高い収益成長が期待できるクオリティの高い企業を発掘し、相対的に割安な株価水準でポートフォリオに組み入れるよう努めています。

「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに委託します。

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドは、シュローダー・グループの中でロンドン、ニューヨークと並んで国際運用拠点の一つと位置付けられています。シュローダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約162兆円にのびります(2025年9月末現在)。

同社は、投資対象市場や投資対象企業について実施する徹底した調査、分析によって、本来の投資価値に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(ウエリントン)は、マサチューセッツ州ボストンに本拠を構えるアメリカの独立系投資運用会社です。その起源は1928年に遡るアメリカでも歴史のある運用会社の一つです。自社ブランドでの投信販売は行わずに、純粋に資産運用業務のみに専念しています。ウエリントン・マネージメント・グループ全体での運用資産額は約209兆円におよび、アメリカでも大手の一角を担っています(2025年12月末現在)。

ウエリントンでは、「専門性を持ったリサーチ」、「分散されたアルファ源泉における多様な戦略」、「統合されたリスク管理」を通じて、超過収益の獲得を目指しています。金利、通貨、クレジットの各スペシャリストが、独立した投資アイデアを創出するとともに、個別取引・戦略レベルとポートフォリオ・レベルでアクティブにリスクを管理しています。

各マザーファンドの適切な組入比率および運用アドバイザーの評価・選定などについて、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社(SGIC)より情報提供や助言を受けます。SGICでは、多角的な視点から資産配分を策定します。月例で投資政策に関する委員会を開催し、投資環境と中長期的な市況見通しを確認しています。

各マザーファンドの運用アドバイザーの評価・選定などについて、アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクより情報提供や助言を受けます。アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクは、運用会社に関する情報収集と評価分析をグローバルベースで実施可能な調査体制を有しており、運用会社調査に関しての豊かな経験と実績があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲  
経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
  - 2) 分配対象額についての分配方針  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
  - 3) 留保益の運用方針  
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。
- 収益分配金の支払い  
原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

#### (5) 【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

<年金積立 グローバル・ラップ・バランス(積極成長型)>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ニ) 解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- <日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>  
<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>
- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以上同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる

- ものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 15) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- <日本債券グローバル・ラップマザーファンド>
- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。 )への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。 )されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。 )、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。 )ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 13) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<北米株式グローバル・ラップマザーファンド>

<欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

<アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができます。
- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 16) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<海外債券グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができます。

- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
  - 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
  - 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 15) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 法令による投資制限  
 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）  
 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

- ・ 一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・ 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

#### 流動性リスク

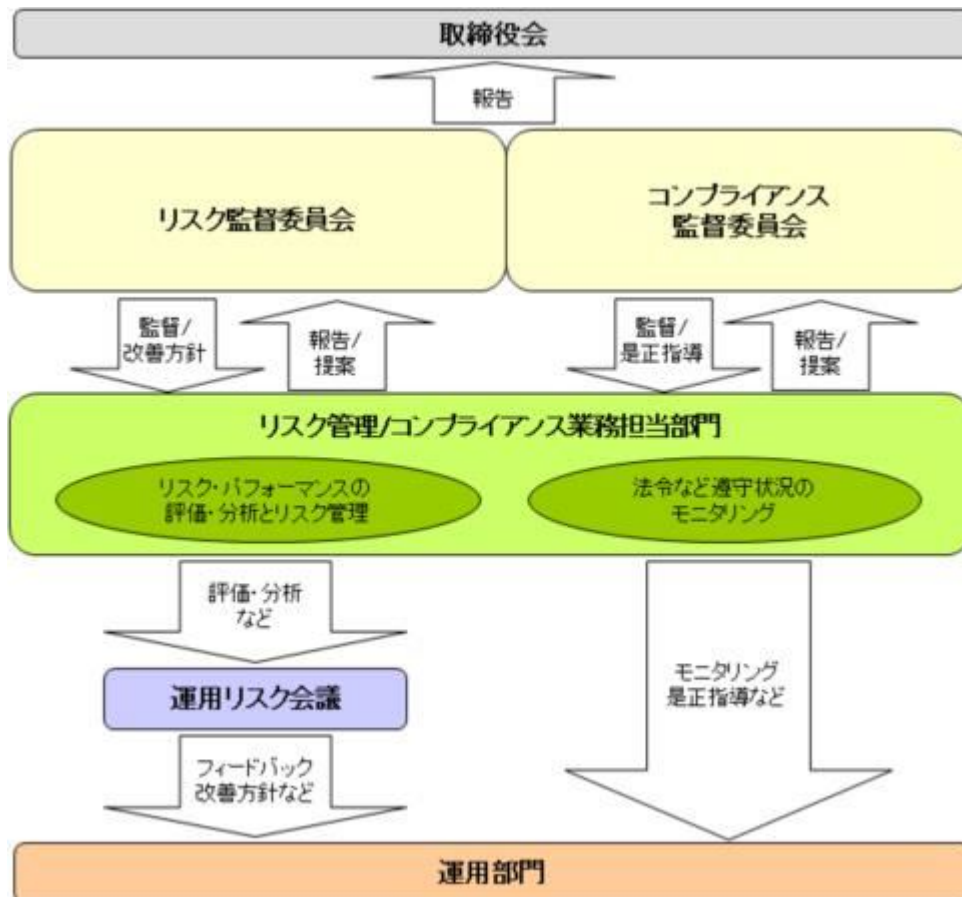
- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。
- 信用リスク**  
一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- 一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- 為替変動リスク**  
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### < その他の留意事項 >

- システムリスク・市場リスクなどに関する事項**  
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- 投資対象とする投資信託証券に関する事項**  
ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項**  
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項**  
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- 運用制限や規制上の制限に関する事項**  
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項**  
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

#### (2) リスク管理体制

##### < 委託会社におけるリスク管理体制 >



### 全社リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### 運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

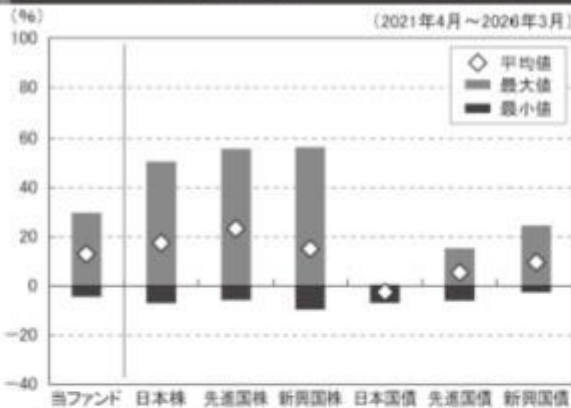
### 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は2026年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## （参考情報）

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	12.9%	17.4%	23.3%	15.1%	-2.6%	5.4%	9.5%
最大値	29.7%	50.5%	55.7%	56.3%	0.6%	15.3%	24.5%
最小値	-4.5%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記は2021年4月から2026年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ＜各資産クラスの指数＞

日本株…… TOPIX（東証株価指数）配当込み  
 先進国株…… MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）  
 新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債…… NOMURA-BPI国債  
 先進国債…… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
 新興国債…… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

## 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

## TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

TOPIXに係る知的財産は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（JPX）に帰属します。なお、本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

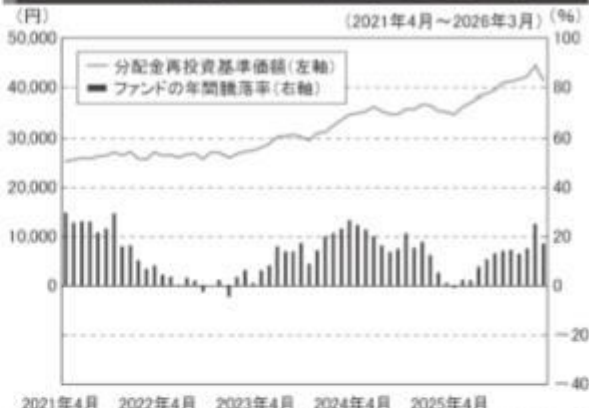
## FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月 2025年4月

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年4月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2%）が上限となっております。
  - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
  - ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料  
ありません。  
信託財産留保額  
ありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.595%（税抜1.45%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.45%	0.92%	0.48%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >

- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

#### 確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されません。

#### 確定拠出年金でない場合

##### 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

##### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

##### 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

##### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

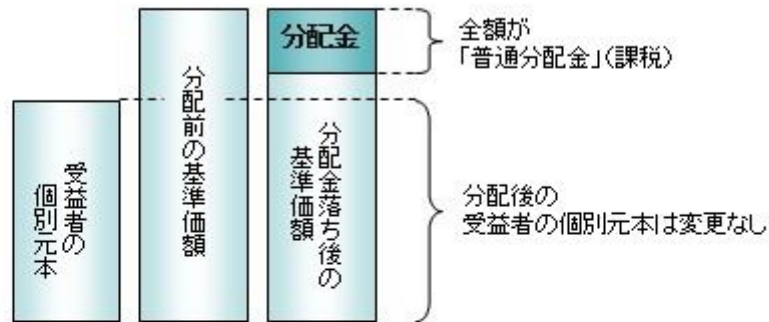
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

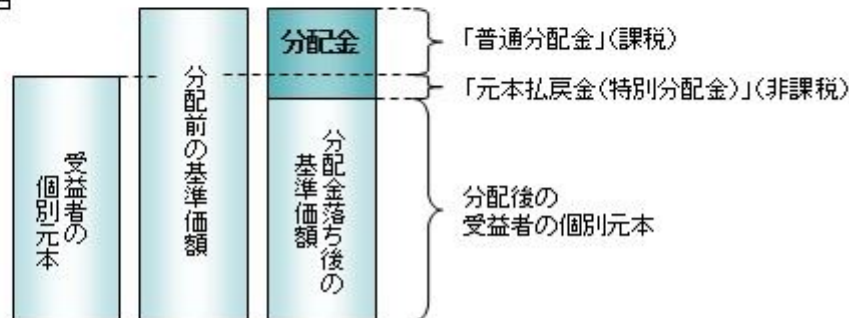
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。  
 上記は2026年6月25日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2025年3月26日～2026年3月25日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.64%	1.60%	0.04%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 5【運用状況】

## 【年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）】

以下の運用状況は2026年3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	7,774,346,350	98.75
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		98,321,555	1.25
合計（純資産総額）		7,872,667,905	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	320,691,733	6.6048	2,118,104,758	6.3339	2,031,229,367	25.80
日本	親投資信託受益証券	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	1,210,698,113	1.2595	1,524,874,273	1.2494	1,512,646,222	19.21
日本	親投資信託受益証券	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	113,332,851	11.5966	1,314,275,739	11.2496	1,274,949,240	16.19
日本	親投資信託受益証券	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	134,463,232	8.7076	1,170,852,038	8.6946	1,169,104,016	14.85
日本	親投資信託受益証券	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	46,002,631	16.5298	760,414,289	15.9137	732,072,068	9.30
日本	親投資信託受益証券	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	195,039,565	3.7229	726,112,796	3.7309	727,673,113	9.24
日本	親投資信託受益証券	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	20,070,799	16.3317	327,790,268	16.2760	326,672,324	4.15

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.75
合 計	98.75

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第16計算期間末 (2017年 3月27日)	3,747	3,767	1.8389	1.8489
第17計算期間末 (2018年 3月26日)	4,001	4,021	1.9946	2.0046
第18計算期間末 (2019年 3月25日)	4,138	4,158	2.0128	2.0228
第19計算期間末 (2020年 3月25日)	3,585	3,605	1.8349	1.8449
第20計算期間末 (2021年 3月25日)	4,802	4,822	2.4669	2.4769
第21計算期間末 (2022年 3月25日)	5,254	5,273	2.6787	2.6887
第22計算期間末 (2023年 3月27日)	5,241	5,241	2.6490	2.6490
第23計算期間末 (2024年 3月25日)	6,807	6,807	3.4514	3.4514
第24計算期間末 (2025年 3月25日)	6,909	6,909	3.5863	3.5863
第25計算期間末 (2026年 3月25日)	8,033	8,033	4.2066	4.2066
2025年 3月末日	6,770		3.5119	
4月末日	6,687		3.4641	
5月末日	6,932		3.6143	
6月末日	7,089		3.7043	
7月末日	7,259		3.8025	
8月末日	7,355		3.8518	
9月末日	7,507		3.9270	

10月末日	7,795		4.0772
11月末日	7,819		4.0931
12月末日	7,894		4.1413
2026年 1月末日	8,008		4.2027
2月末日	8,440		4.4256
3月末日	7,872		4.1175

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第16期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0100
第17期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.0100
第18期	2018年 3月27日～2019年 3月25日	0.0100
第19期	2019年 3月26日～2020年 3月25日	0.0100
第20期	2020年 3月26日～2021年 3月25日	0.0100
第21期	2021年 3月26日～2022年 3月25日	0.0100
第22期	2022年 3月26日～2023年 3月27日	0.0000
第23期	2023年 3月28日～2024年 3月25日	0.0000
第24期	2024年 3月26日～2025年 3月25日	0.0000
第25期	2025年 3月26日～2026年 3月25日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第16期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	8.12
第17期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	9.01
第18期	2018年 3月27日～2019年 3月25日	1.41
第19期	2019年 3月26日～2020年 3月25日	8.34
第20期	2020年 3月26日～2021年 3月25日	34.99
第21期	2021年 3月26日～2022年 3月25日	8.99
第22期	2022年 3月26日～2023年 3月27日	1.11
第23期	2023年 3月28日～2024年 3月25日	30.29
第24期	2024年 3月26日～2025年 3月25日	3.91
第25期	2025年 3月26日～2026年 3月25日	17.30

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	219,839,624	174,721,555
第17期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	207,204,036	238,573,626
第18期	2018年 3月27日～2019年 3月25日	211,392,454	161,677,050
第19期	2019年 3月26日～2020年 3月25日	189,206,391	291,081,303
第20期	2020年 3月26日～2021年 3月25日	192,838,166	200,129,218
第21期	2021年 3月26日～2022年 3月25日	197,761,019	183,156,589

第22期	2022年 3月26日～2023年 3月27日	176,415,690	159,297,340
第23期	2023年 3月28日～2024年 3月25日	147,373,731	153,655,231
第24期	2024年 3月26日～2025年 3月25日	115,130,849	160,868,599
第25期	2025年 3月26日～2026年 3月25日	118,098,642	134,877,099

(参考)

## 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2026年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	26,444,088,920	98.33
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		449,753,093	1.67
合計（純資産総額）		26,893,842,013	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	656,100	2,718.50	1,783,607,850	2,600.00	1,705,860,000	6.34
日本	株式	三井物産	卸売業	191,800	6,253.00	1,199,325,400	5,959.00	1,142,936,200	4.25
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	341,200	3,266.00	1,114,359,200	3,209.00	1,094,910,800	4.07
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	521,200	2,078.50	1,083,314,200	1,974.50	1,029,109,400	3.83
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	303,600	3,338.00	1,013,416,800	3,162.00	959,983,200	3.57
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	167,500	5,311.00	889,592,500	5,006.00	838,505,000	3.12
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	22,500	40,360.00	908,100,000	37,230.00	837,675,000	3.11
日本	株式	日立製作所	電気機器	186,900	4,881.00	912,258,900	4,464.00	834,321,600	3.10
日本	株式	HOYA	精密機器	28,000	28,420.00	795,760,000	26,550.00	743,400,000	2.76
日本	株式	NTT	情報・通信業	4,335,600	157.50	682,857,000	157.20	681,556,320	2.53
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	92,600	7,857.00	727,558,200	7,308.00	676,720,800	2.52
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	78,700	10,210.00	803,527,000	8,380.00	659,506,000	2.45
日本	株式	信越化学工業	化学	102,400	6,294.00	644,505,600	6,259.00	640,921,600	2.38
日本	株式	パナソニック ホールディングス	電気機器	224,200	2,630.00	589,646,000	2,585.50	579,669,100	2.16
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	26,600	23,425.00	623,105,000	20,330.00	540,778,000	2.01
日本	株式	キーエンス	電気機器	9,200	58,010.00	533,692,000	54,860.00	504,712,000	1.88
日本	株式	住友不動産	不動産業	106,600	4,627.00	493,238,200	4,392.00	468,187,200	1.74
日本	株式	富士通	電気機器	144,000	3,351.00	482,544,000	3,172.00	456,768,000	1.70
日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	179,100	2,645.00	473,719,500	2,517.50	450,884,250	1.68
日本	株式	スズキ	輸送用機器	238,500	1,943.00	463,405,500	1,875.50	447,306,750	1.66
日本	株式	クボタ	機械	178,900	2,535.00	453,511,500	2,457.00	439,557,300	1.63
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	122,200	3,809.00	465,459,800	3,555.00	434,421,000	1.62

日本	株式	味の素	食料品	96,900	4,481.00	434,208,900	4,397.00	426,069,300	1.58
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	62,600	6,416.00	401,641,600	6,526.00	408,527,600	1.52
日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	102,700	3,968.00	407,513,600	3,956.00	406,281,200	1.51
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	71,700	5,820.00	417,294,000	5,664.00	406,108,800	1.51
日本	株式	ディスコ	機械	6,400	67,980.00	435,072,000	61,240.00	391,936,000	1.46
日本	株式	大林組	建設業	103,500	3,913.00	404,995,500	3,756.00	388,746,000	1.45
日本	株式	任天堂	その他製品	43,000	8,980.00	386,140,000	8,775.00	377,325,000	1.40
日本	株式	花王	化学	59,500	6,059.00	360,510,500	6,178.00	367,591,000	1.37

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.87
		建設業	2.89
		食料品	1.58
		化学	5.55
		医薬品	3.96
		石油・石炭製品	0.42
		ガラス・土石製品	0.37
		鉄鋼	0.53
		非鉄金属	2.69
		機械	6.86
		電気機器	21.55
		輸送用機器	5.64
		精密機器	3.61
		その他製品	2.32
		電気・ガス業	1.17
		陸運業	2.16
		情報・通信業	4.15
		卸売業	9.40
		小売業	2.35
		銀行業	11.73
証券、商品先物取引業	0.82		
保険業	4.03		
不動産業	2.16		
サービス業	1.52		
合計			98.33

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2026年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	9,060,615,500	96.59
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		320,066,292	3.41
合計(純資産総額)		9,380,681,792	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	122,800	3,955.00	485,674,000	3,706.00	455,096,800	4.85
日本	株式	前田工織	その他製品	166,600	1,947.00	324,370,200	1,930.00	321,538,000	3.43
日本	株式	日精エー・エス・ビー機械	機械	38,300	7,900.00	302,570,000	7,410.00	283,803,000	3.03
日本	株式	大垣共立銀行	銀行業	45,100	6,340.00	285,934,000	6,080.00	274,208,000	2.92
日本	株式	CKD	機械	55,100	4,685.00	258,143,500	4,270.00	235,277,000	2.51
日本	株式	NOK	輸送用機器	81,900	2,943.00	241,031,700	2,800.50	229,360,950	2.45
日本	株式	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	37,600	5,921.00	222,629,600	5,837.00	219,471,200	2.34
日本	株式	ダイヘン	電気機器	19,200	12,610.00	242,112,000	11,170.00	214,464,000	2.29
日本	株式	AGC	ガラス・土石製品	37,700	5,652.00	213,080,400	5,498.00	207,274,600	2.21
日本	株式	福山通運	陸運業	38,100	5,700.00	217,170,000	5,310.00	202,311,000	2.16
日本	株式	カナモト	サービス業	46,300	4,395.00	203,488,500	4,345.00	201,173,500	2.14
日本	株式	トーセイ	不動産業	126,700	1,566.00	198,412,200	1,568.00	198,665,600	2.12
日本	株式	アルバック	電気機器	24,100	9,311.00	224,395,100	8,152.00	196,463,200	2.09
日本	株式	リログループ	サービス業	99,300	1,961.50	194,776,950	1,890.00	187,677,000	2.00
日本	株式	美津濃	その他製品	55,300	3,415.00	188,849,500	3,370.00	186,361,000	1.99
日本	株式	LITALICO	サービス業	159,100	1,321.00	210,171,100	1,133.00	180,260,300	1.92
日本	株式	サカタのタネ	水産・農林業	41,200	4,380.00	180,456,000	4,310.00	177,572,000	1.89
日本	株式	武蔵精密工業	輸送用機器	67,300	2,625.00	176,662,500	2,622.00	176,460,600	1.88
日本	株式	大黒天物産	小売業	35,300	4,865.00	171,734,500	4,855.00	171,381,500	1.83
日本	株式	TOWA	機械	77,000	2,508.00	193,116,000	2,219.00	170,863,000	1.82
日本	株式	トランス・コスモス	サービス業	43,900	3,945.00	173,185,500	3,890.00	170,771,000	1.82
日本	株式	都築電気	情報・通信業	49,100	3,640.00	178,724,000	3,465.00	170,131,500	1.81
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	128,200	1,371.50	175,826,300	1,326.50	170,057,300	1.81
日本	株式	関東電化工業	化学	126,000	1,488.00	187,488,000	1,347.00	169,722,000	1.81
日本	株式	日東工業	電気機器	37,800	4,450.00	168,210,000	4,220.00	159,516,000	1.70
日本	株式	オーエスジー	機械	59,400	2,539.50	150,846,300	2,530.00	150,282,000	1.60
日本	株式	JVCケンウッド	電気機器	132,200	1,174.50	155,268,900	1,091.50	144,296,300	1.54
日本	株式	日産化学	化学	23,800	6,105.00	145,299,000	5,995.00	142,681,000	1.52

日本	株式	SBSホールディングス	陸運業	33,400	4,155.00	138,777,000	4,230.00	141,282,000	1.51
日本	株式	オブテックスグループ	電気機器	54,100	2,779.00	150,343,900	2,603.00	140,822,300	1.50

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	1.89
		建設業	3.27
		食料品	1.87
		繊維製品	0.71
		化学	3.33
		ガラス・土石製品	2.21
		金属製品	2.90
		機械	10.26
		電気機器	11.36
		輸送用機器	4.33
		その他製品	6.51
		電気・ガス業	0.35
		陸運業	3.66
		情報・通信業	5.47
		卸売業	2.97
		小売業	6.28
銀行業	10.11		
不動産業	4.50		
サービス業	14.61		
合 計			96.59

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2026年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	13,788,844,900	61.98
	ポーランド	99,177,000	0.45
	小計	13,888,021,900	62.43
社債券	日本	7,603,760,166	34.18
	フランス	198,254,200	0.89
	イギリス	195,590,400	0.88
	小計	7,997,604,766	35.95
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		360,536,262	1.62

合計(純資産総額)	22,246,162,928	100.00
-----------	----------------	--------

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第380回利付国債(10年)	3,750,000,000	95.66	3,587,325,000	94.85	3,557,025,000	1.700	2035/9/20	15.99
日本	国債証券	第371回利付国債(10年)	3,100,000,000	89.60	2,777,693,000	89.03	2,760,116,000	0.400	2033/6/20	12.41
日本	国債証券	第183回利付国債(5年)	2,300,000,000	99.49	2,288,408,000	99.21	2,281,968,000	1.600	2030/12/20	10.26
日本	国債証券	第381回利付国債(10年)	1,100,000,000	98.80	1,086,811,000	97.98	1,077,802,000	2.100	2035/12/20	4.84
日本	国債証券	第194回利付国債(20年)	1,020,000,000	94.11	959,932,200	92.06	939,093,600	2.700	2045/9/20	4.22
日本	国債証券	第180回利付国債(20年)	900,000,000	73.60	662,472,000	72.12	649,098,000	0.800	2042/3/20	2.92
日本	国債証券	第89回利付国債(30年)	600,000,000	98.47	590,826,000	95.55	573,300,000	3.400	2055/12/20	2.58
日本	国債証券	第175回利付国債(20年)	550,000,000	72.70	399,883,000	71.37	392,557,000	0.500	2040/12/20	1.76
日本	国債証券	第70回利付国債(30年)	690,000,000	54.25	374,359,500	52.65	363,347,100	0.700	2051/3/20	1.63
日本	国債証券	第63回利付国債(30年)	550,000,000	52.76	290,229,500	51.23	281,787,000	0.400	2049/6/20	1.27
日本	国債証券	第18回利付国債(40年)	300,000,000	90.13	270,405,000	87.42	262,275,000	3.100	2065/3/20	1.18
日本	国債証券	第17回利付国債(40年)	300,000,000	71.56	214,701,000	69.31	207,939,000	2.200	2064/3/20	0.93
日本	国債証券	第57回利付国債(30年)	340,000,000	61.99	210,796,600	60.31	205,081,200	0.800	2047/12/20	0.92
日本	社債券	第4回東京センチュリー株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	98.00	196,003,400	97.64	195,295,200	1.929	2059/12/10	0.88
日本	国債証券	第195回利付国債(20年)	150,000,000	101.16	151,743,000	99.04	148,563,000	3.200	2045/12/20	0.67
日本	社債券	第3回住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	102.11	102,110,900	101.64	101,644,500	3.300	2059/9/12	0.46
日本	社債券	第1回楽天グループ株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)	100,000,000	100.87	100,874,200	100.65	100,659,500	4.691	9999/99/99	0.45
日本	社債券	第11回楽天カード株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100.00	100,007,556	100.00	100,007,556	1.680	2026/6/18	0.45
日本	社債券	第1回大樹生命保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	100,000,000	99.82	99,827,400	99.84	99,844,100	0.740	2051/7/2	0.45

日本	社債券	第5回株式会社ヤマタネ無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99.79	99,799,310	99.79	99,799,310	1.350	2026/12/11	0.45
日本	社債券	第1回日本航空株式会社社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)	100,000,000	100.00	100,005,200	99.68	99,680,600	3.218	9999/99/99	0.45
日本	社債券	第14回楽天カード株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99.71	99,714,000	99.67	99,677,000	1.836	2027/6/16	0.45
日本	社債券	第1回パナソニック株式会社社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99.53	99,539,600	99.51	99,519,700	0.740	2081/10/14	0.45
日本	社債券	第1回東北電力株式会社社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(一般担保無・劣後特約付)	100,000,000	99.54	99,541,900	99.44	99,444,900	1.545	2057/9/14	0.45
日本	社債券	第4回DMG森精機株式会社社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)	100,000,000	99.38	99,388,200	99.39	99,391,200	0.900	9999/99/99	0.45
日本	社債券	第25回株式会社みずほフィナンシャルグループ任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)	100,000,000	99.76	99,761,100	99.34	99,346,100	2.741	9999/99/99	0.45
日本	社債券	第7回三菱地所株式会社社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99.79	99,792,300	99.29	99,299,700	2.411	2086/2/3	0.45
日本	社債券	第24回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99.36	99,363,000	99.28	99,287,000	1.470	2028/2/25	0.45
日本	社債券	第1回A号明治安田生命保険相互会社社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	100,000,000	99.27	99,279,300	99.28	99,285,100	1.080	2046/12/15	0.45
日本	社債券	第4回A号日本生命保険相互会社社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	100,000,000	99.28	99,281,600	99.28	99,282,700	0.910	2046/11/22	0.45

#### □ 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	62.43
社債券	35.95
合計	98.38

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2026年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	27,588,830,630	90.72
	カナダ	1,447,904,604	4.76
	オランダ	111,028,612	0.37
	ルクセンブルク	190,616,930	0.63
	アイルランド	831,616,957	2.73
	台湾	156,309,640	0.51
	小計	30,326,307,373	99.72
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		85,595,609	0.28
合計（純資産総額）		30,411,902,982	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建		40,596,625	0.13

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	93,087	28,010.97	2,607,457,723	26,407.37	2,458,183,745	8.08
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・ 娯楽	39,535	46,237.29	1,827,991,497	43,669.62	1,726,478,553	5.68
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	28,982	59,593.67	1,727,143,779	57,390.52	1,663,292,190	5.47
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	35,414	33,133.53	1,173,390,874	32,127.88	1,137,776,955	3.74
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	28,081	40,232.20	1,129,760,498	39,431.20	1,107,267,651	3.64
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造装 置	21,349	50,888.20	1,086,412,293	46,910.39	1,001,489,933	3.29
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	17,515	46,748.91	818,807,193	45,369.14	794,640,620	2.61
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・ パーソナル 用品	30,315	22,888.42	693,862,477	23,137.83	701,423,426	2.31

アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	7,825	94,796.04	741,779,088	85,756.43	671,044,099	2.21
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	6,444	79,768.92	514,030,975	78,980.72	508,951,760	1.67
アメリカ	株式	LAM RESEARCH CORP	半導体・半導体製造装置	15,905	38,185.73	607,344,182	31,964.80	508,400,278	1.67
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	10,567	48,565.14	513,187,927	47,890.45	506,058,440	1.66
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	30,426	14,536.28	442,281,148	14,864.04	452,253,391	1.49
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10,898	37,614.96	409,927,916	38,769.30	422,507,844	1.39
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,725	144,374.83	393,421,433	141,754.40	386,280,752	1.27
アメリカ	株式	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	金融サービス	12,990	29,520.24	383,467,959	28,479.42	369,947,723	1.22
カナダ	株式	TC ENERGY CORP	エネルギー	34,935	10,243.51	357,857,077	10,075.63	351,992,399	1.16
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	7,080	49,217.45	348,459,611	49,327.77	349,240,657	1.15
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	10,824	32,968.85	356,854,884	32,198.23	348,513,676	1.15
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	10,194	33,061.58	337,029,799	33,688.31	343,418,681	1.13
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	6,371	63,237.33	402,885,070	51,449.38	327,784,025	1.08
アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	5,962	59,811.10	356,593,825	54,923.57	327,454,362	1.08
アメリカ	株式	3M CO	資本財	14,354	23,449.59	336,595,553	22,786.09	327,071,645	1.08
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	8,516	38,318.43	326,319,832	38,248.09	325,720,755	1.07
カナダ	株式	CANADIAN NATURAL RESOURCES	エネルギー	40,739	7,749.40	315,702,937	7,904.43	322,018,867	1.06
アメリカ	株式	ARTHUR J GALLAGHER & CO	保険	9,304	34,578.84	321,721,587	34,526.08	321,230,704	1.06
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	6,954	46,465.92	323,124,038	43,687.20	303,800,858	1.00
アメリカ	株式	BOEING CO/THE	資本財	9,980	31,403.62	313,408,223	30,250.89	301,903,930	0.99
アイルランド	株式	TRANE TECHNOLOGIES PLC	資本財	4,672	68,761.19	321,252,281	64,580.32	301,719,294	0.99
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,514	32,807.37	279,321,999	34,073.62	290,102,848	0.95

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	5.47
		素材	1.51
		資本財	9.41
		運輸	1.78
		耐久消費財・アパレル	1.00
		消費者サービス	3.21
		メディア・娯楽	11.61
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.19
		食品・飲料・タバコ	0.40
		家庭用品・パーソナル用品	2.31

	ヘルスケア機器・サービス	2.57
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.72
	銀行	2.61
	金融サービス	9.78
	保険	2.20
	ソフトウェア・サービス	8.17
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.05
	電気通信サービス	0.68
	公益事業	2.53
	半導体・半導体製造装置	16.50
合 計		99.72

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	売建	253,941.11	40,503,353	40,596,625	0.13

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2026年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	105,382,937	0.67
	ドイツ	1,247,035,550	7.93
	イタリア	683,604,613	4.34
	フランス	2,360,442,327	15.00
	オランダ	1,764,390,369	11.21
	スペイン	830,421,913	5.28
	ルクセンブルク	125,728,685	0.80
	フィンランド	170,647,222	1.08
	アイルランド	1,043,051,471	6.63
	ギリシャ	162,789,850	1.03
	ポルトガル	205,113,184	1.30
	イギリス	4,405,051,374	28.00
	スイス	1,251,891,020	7.96
	スウェーデン	189,314,273	1.20
	ノルウェー	168,470,294	1.07
	デンマーク	130,624,137	0.83
バミューダ	220,916,724	1.40	

	ジャージー	281,883,424	1.79
	小計	15,346,759,367	97.54
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		387,113,131	2.46
合計（純資産総額）		15,733,872,498	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		30,807,297	0.20
	売建		30,823,122	0.20

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半 導体製造装 置	3,891	220,385.45	857,519,810	203,951.92	793,576,921	5.04
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	17,129	29,143.24	499,194,609	31,025.63	531,438,026	3.38
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	21,601	23,511.27	507,866,995	23,979.57	517,982,834	3.29
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	27,164	14,161.08	384,671,742	14,859.87	403,653,731	2.57
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	9,342	44,348.53	414,304,042	41,734.94	389,887,861	2.48
フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	22,019	15,212.02	334,953,588	14,841.53	326,795,808	2.08
イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	資本財	134,633	2,459.55	331,137,220	2,335.04	314,374,375	2.00
アイルラ ンド	株式	LINDE PLC	素材	3,903	76,716.81	299,425,745	79,821.68	311,544,051	1.98
イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲 料・タバコ	32,393	9,141.81	296,130,962	9,340.18	302,556,703	1.92
イギリス	株式	HALEON PLC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	372,558	757.80	282,327,703	793.89	295,771,880	1.88
オランダ	株式	ING GROEP NV-CVA	銀行	71,773	3,993.75	286,643,615	4,003.84	287,367,630	1.83
ジャー ジー	株式	GLENCORE PLC	素材	241,328	1,114.02	268,845,997	1,168.05	281,883,424	1.79
スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	金融サービ ス	46,163	5,863.80	270,691,015	5,915.84	273,093,051	1.74
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費 財・アパレ ル	3,188	84,506.15	269,405,630	85,038.04	271,101,292	1.72
イギリス	株式	GSK PLC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	61,742	4,172.06	257,591,520	4,353.54	268,796,816	1.71
スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	73,562	3,539.81	260,395,724	3,616.84	266,062,367	1.69
イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	57,890	4,212.92	243,886,384	4,503.63	260,715,288	1.66
イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	320,315	810.46	259,602,722	812.25	260,177,289	1.65

スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	74,927	3,353.65	251,279,072	3,299.54	247,225,076	1.57
イギリス	株式	SSE PLC	公益事業	43,893	5,336.94	234,254,689	5,431.91	238,422,922	1.52
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	2,119	108,430.43	229,764,090	111,472.41	236,210,037	1.50
イギリス	株式	TESCO PLC	生活必需品流通・小売り	238,518	967.57	230,783,469	983.82	234,659,221	1.49
スイス	株式	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	耐久消費財・アパレル	8,180	27,577.91	225,587,336	27,457.83	224,605,098	1.43
バミューダ	株式	HISCOX LTD	保険	69,099	3,182.33	219,895,987	3,197.10	220,916,724	1.40
アイルランド	株式	BANK OF IRELAND GROUP PLC	銀行	77,364	2,852.02	220,644,100	2,791.50	215,961,621	1.37
イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	40,395	5,128.02	207,146,732	5,210.33	210,471,309	1.34
アイルランド	株式	EXPERIAN PLC	商業・専門サービス	38,212	5,415.02	206,919,119	5,455.12	208,451,256	1.32
ポルトガル	株式	JERONIMO MARTINS	生活必需品流通・小売り	55,036	3,697.54	203,498,119	3,726.89	205,113,184	1.30
オランダ	株式	KONINKLIJKE KPN NV	電気通信サービス	220,558	868.07	191,461,884	882.38	194,617,182	1.24
ドイツ	株式	E.ON SE	公益事業	55,627	3,435.26	191,093,725	3,481.12	193,644,362	1.23

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	6.09
		素材	6.59
		資本財	12.76
		商業・専門サービス	3.34
		運輸	0.93
		自動車・自動車部品	0.73
		耐久消費財・アパレル	3.47
		消費者サービス	2.97
		メディア・娯楽	0.47
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.63
		生活必需品流通・小売り	2.80
		食品・飲料・タバコ	5.07
		家庭用品・パーソナル用品	0.83
		ヘルスケア機器・サービス	0.76
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.16
		銀行	12.63
		金融サービス	6.58
		保険	5.24
		ソフトウェア・サービス	1.83
		電気通信サービス	2.41
公益事業	5.20		
半導体・半導体製造装置	5.04		
合計			97.54

投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	英ポンド	買建	145,998.54	30,931,858	30,807,297	0.20
	ユーロ	売建	168,062.26	30,931,858	30,823,122	0.20

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2026年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	161,338,085	3.54
	ケイマン	102,214,935	2.24
	オーストラリア	2,599,879,701	57.07
	香港	782,223,801	17.17
	シンガポール	659,767,152	14.48
	ジャージー	46,533,166	1.02
	小計	4,351,956,840	95.53
投資証券	オーストラリア	121,046,741	2.66
	香港	19,740,672	0.43
	小計	140,787,413	3.09
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		62,901,741	1.38
合計（純資産総額）		4,555,645,994	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
オーストラリア	株式	BHP GROUP LTD	素材	68,525	5,328.24	365,117,658	5,531.16	379,022,903	8.32
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	170,200	1,736.04	295,474,008	1,732.98	294,953,196	6.47
オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	銀行	15,889	18,768.44	298,211,768	18,505.20	294,029,275	6.45
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	35,390	7,007.39	247,991,751	7,049.46	249,480,665	5.48
オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	47,215	4,356.48	205,691,657	4,287.39	202,429,176	4.44
オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	41,446	4,688.82	194,332,834	4,524.30	187,514,138	4.12
オーストラリア	株式	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	銀行	47,073	3,997.83	188,190,134	3,937.51	185,350,502	4.07
香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	金融サービス	20,700	7,988.64	165,364,848	7,800.96	161,479,872	3.54

オーストラリア	株式	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	エネルギー	41,308	3,809.18	157,349,872	3,862.92	159,569,896	3.50
シンガポール	株式	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	銀行	55,770	2,618.33	146,024,732	2,676.49	149,268,193	3.28
オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	生活必需品流通・小売り	33,616	3,990.15	134,133,165	4,023.06	135,239,266	2.97
オーストラリア	株式	CSL LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,688	15,288.29	132,824,708	15,445.13	134,187,355	2.95
シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サービス	190,920	608.80	116,232,248	619.93	118,358,448	2.60
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専門サービス	48,037	2,409.66	115,753,299	2,463.41	118,334,961	2.60
オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	素材	6,638	16,184.38	107,431,920	17,634.35	117,056,818	2.57
オーストラリア	株式	BLUESCOPE STEEL LTD	素材	37,146	2,971.23	110,369,354	2,886.77	107,232,241	2.35
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP		37,910	2,781.48	105,446,088	2,750.77	104,281,857	2.29
シンガポール	株式	SINGAPORE EXCHANGE LTD	金融サービス	42,000	2,379.52	99,939,849	2,438.91	102,434,447	2.25
ケイマン	株式	SEA LTD-ADR	一般消費財・サービス流通・小売り	8,164	12,520.20	102,214,935	12,520.20	102,214,935	2.24
オーストラリア	株式	TELSTRA GROUP LTD	電気通信サービス	172,013	585.69	100,746,500	585.69	100,746,500	2.21
オーストラリア	株式	PEXA GROUP LTD	不動産管理・開発	55,795	1,650.68	92,099,913	1,684.68	93,996,988	2.06
オーストラリア	株式	DYNO NOBEL LTD	素材	253,367	321.36	81,422,627	341.10	86,424,700	1.90
香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	資本財	37,000	2,154.24	79,706,880	2,088.96	77,291,520	1.70
香港	株式	SWIRE PROPERTIES LTD	不動産管理・開発	153,200	495.71	75,944,303	481.84	73,819,113	1.62
香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	消費者サービス	101,000	721.75	72,896,952	706.65	71,372,256	1.57
オーストラリア	株式	COLES GROUP LTD	生活必需品流通・小売り	27,335	2,392.83	65,408,178	2,433.79	66,527,901	1.46
香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	銀行	77,500	840.48	65,137,200	827.01	64,093,740	1.41
オーストラリア	株式	COCHLEAR LTD	ヘルスケア機器・サービス	3,360	17,700.15	59,472,533	18,307.78	61,514,160	1.35
アメリカ	株式	NEWMONT CORP-CDI	素材	3,515	15,025.06	52,813,097	16,257.86	57,146,400	1.25
オーストラリア	株式	MEDIBANK PRIVATE LTD	保険	118,466	482.59	57,170,744	480.39	56,910,877	1.25

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	3.50
		素材	17.42
		資本財	1.70
		商業・専門サービス	2.60
		消費者サービス	3.09
		メディア・娯楽	0.92
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.24
		生活必需品流通・小売り	4.43
		ヘルスケア機器・サービス	2.52

	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.95
	銀行	29.24
	金融サービス	6.68
	保険	8.90
	電気通信サービス	4.81
	不動産管理・開発	4.54
投資証券		3.09
合 計		98.62

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2026年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	2,784,359,046	29.30
	カナダ	129,768,072	1.37
	メキシコ	135,447,349	1.43
	コロンビア	49,902,146	0.53
	ドイツ	553,291,966	5.82
	イタリア	521,482,751	5.49
	フランス	575,560,953	6.06
	オランダ	106,644,045	1.12
	スペイン	364,634,441	3.84
	ベルギー	119,895,333	1.26
	オーストリア	80,738,740	0.85
	フィンランド	40,182,114	0.42
	アイルランド	26,865,686	0.28
	ギリシャ	149,517,727	1.57
	ポルトガル	63,877,665	0.67
	イギリス	317,975,528	3.35
	スウェーデン	13,644,614	0.14
	ノルウェー	10,682,633	0.11
	デンマーク	17,301,558	0.18
	チェコ	89,699,656	0.94
キプロス	76,255,310	0.80	
ポーランド	24,381,995	0.26	
ブルガリア	25,928,163	0.27	

	ルーマニア	35,502,379	0.37
	オーストラリア	300,243,184	3.16
	ニュージーランド	246,444,578	2.59
	シンガポール	10,403,687	0.11
	マレーシア	48,579,829	0.51
	中国	712,233,707	7.49
	小計	7,631,444,855	80.30
地方債証券	カナダ	307,335,885	3.23
	オーストラリア	17,982,819	0.19
	小計	325,318,704	3.42
特殊債券	カナダ	186,435,847	1.96
	ノルウェー	29,728,399	0.31
	国際機関	75,742,299	0.80
	小計	291,906,545	3.07
社債券	アメリカ	415,095,920	4.37
	カナダ	74,572,061	0.78
	オランダ	18,285,684	0.19
	スイス	39,883,105	0.42
	小計	547,836,770	5.76
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		707,486,421	7.44
合計（純資産総額）		9,503,993,295	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	985,464,075	10.37
	買建	ドイツ	68,877,791	0.72
	買建	イギリス	370,020,002	3.89
	買建	オーストラリア	667,361,020	7.02
	売建	アメリカ	852,380,239	8.97
	売建	カナダ	68,634,126	0.72
	売建	ドイツ	713,505,250	7.51

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		9,187,153,084	96.67
	売建		9,336,636,154	98.24

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	2,737,000	15,918.58	435,691,535	15,928.30	435,957,590		2026/5/7	4.59
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,799,000	12,980.25	363,317,407	13,076.42	366,009,145	3.125	2041/11/15	3.85

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,298,000	15,705.89	360,921,428	15,749.10	361,914,486	3.500	2030/1/31	3.81
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,523,000	15,719.75	239,411,841	15,762.53	240,063,439	3.625	2030/10/31	2.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,605,000	9,039.63	235,482,507	9,121.26	237,608,974	2.000	2051/8/15	2.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,367,000	16,029.84	219,127,920	16,053.56	219,452,257	4.125	2027/11/15	2.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,381,000	15,254.16	210,660,042	15,293.51	211,203,416	2.375	2029/5/15	2.22
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,207,000	17,429.65	210,375,924	17,413.99	210,186,868	2.200	2034/2/15	2.21
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,929,000	10,600.15	204,477,007	10,688.84	206,187,749	1.750	2041/8/15	2.17
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,142,000	17,962.66	205,133,597	17,943.56	204,915,556	2.850	2031/2/1	2.16
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	8,410,000	2,417.61	203,321,628	2,421.40	203,640,409	2.350	2034/2/25	2.14
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,100,000	17,961.79	197,579,798	17,957.67	197,534,404	2.700	2031/2/25	2.08
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,195,000	15,874.32	189,698,188	15,897.42	189,974,264	3.500	2027/10/31	2.00
イギリス	国債証券	UK TREASURY	926,200	17,540.18	162,457,151	17,532.37	162,384,833	4.375	2054/7/31	1.71
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,790,000	2,384.40	138,057,076	2,386.75	138,192,938	2.550	2028/10/15	1.45
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	717,000	18,213.34	130,589,696	18,228.73	130,700,028	2.650	2028/6/15	1.38
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	664,000	18,244.70	121,144,873	18,249.47	121,176,537	2.750	2029/2/25	1.28
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	671,000	17,639.51	118,361,122	17,538.52	117,683,510	3.950	2041/10/1	1.24
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	640,000	18,196.10	116,455,079	18,200.69	116,484,425	2.700	2030/1/31	1.23
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	722,000	15,877.76	114,637,447	15,910.23	114,871,892	3.625	2028/8/15	1.21
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	623,000	18,261.45	113,768,863	18,265.89	113,796,516	2.500	2027/9/24	1.20
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	4,710,000	2,349.38	110,656,196	2,352.45	110,800,722	1.910	2029/7/15	1.17
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	770,000	14,337.32	110,397,398	14,305.74	110,154,208	1.000	2038/5/15	1.16
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,066,000	9,866.81	105,180,224	9,849.70	104,997,831	4.750	2054/6/21	1.10
イギリス	国債証券	UK TREASURY	494,000	21,078.88	104,129,685	21,046.02	103,967,348	4.375	2030/3/7	1.09
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3,380,000	2,651.36	89,616,137	2,657.50	89,823,568	3.120	2052/10/25	0.95
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	499,000	17,981.46	89,727,492	17,992.39	89,782,038	0.250	2027/2/15	0.94
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	787,000	11,309.90	89,008,933	11,346.42	89,296,339	2.750	2030/3/1	0.94
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	803,000	10,630.62	85,363,914	10,608.46	85,186,006	4.750	2037/10/21	0.90
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	446,000	17,930.61	79,970,564	17,840.12	79,566,959	4.100	2046/5/25	0.84

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	80.30
地方債証券	3.42
特殊債券	3.07
社債券	5.76
合計	92.56

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE2Y 2606	売建	12	米ドル	2,483,119.59	397,001,160	2,488,406.28	397,846,396	4.19
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE5Y 2606	買建	55	米ドル	5,926,422.21	947,516,383	5,942,148.3	950,030,670	10.00
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE10Y2606	買建	2	米ドル	221,627.84	35,433,859	221,625	35,433,405	0.37
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOUL10Y2606	売建	21	米ドル	2,367,291.28	378,482,529	2,377,593.75	380,129,688	4.00
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TBOND30Y2606	売建	4	米ドル	461,087.47	73,718,665	465,375	74,404,155	0.78
	カナダ	モントリ オール取引 所	CAN 10Y 2606	売建	5	加ドル	594,200	68,237,928	597,650	68,634,126	0.72
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	FBTP10Y 2606	売建	22	ユーロ	2,552,333.82	468,123,547	2,543,860	466,569,363	4.91
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	SCHATZ2Y2606	売建	4	ユーロ	422,261.52	77,446,985	423,020	77,586,098	0.82
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BOBL5Y 2606	売建	2	ユーロ	229,938.26	42,172,976	230,700	42,312,687	0.45
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BUND10Y 2606	買建	3	ユーロ	373,602.61	68,522,454	375,540	68,877,791	0.72
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BUXL30Y 2606	売建	2	ユーロ	219,600	40,276,836	219,080	40,181,463	0.42
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	OAT10Y 2606	売建	4	ユーロ	474,160	86,965,685	473,560	86,855,639	0.91
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	AUSTR03Y2606	買建	34	豪ドル	3,516,599.65	385,700,649	3,518,018.76	385,856,297	4.06
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	AUSTR10Y2606	買建	24	豪ドル	2,573,750.82	282,288,990	2,566,600.32	281,504,723	2.96
イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	GILT10Y 2606	買建	20	英ポンド	1,753,939.38	370,133,827	1,753,400	370,020,002	3.89	

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	30,104,229.33	4,779,726,552	4,809,232,189	50.60
	加ドル	買建	2,294,000.00	264,273,235	263,276,812	2.77
	メキシコペソ	買建	32,901,403.13	293,257,478	289,935,694	3.05
	ユーロ	買建	4,223,000.00	778,563,259	774,328,689	8.15
	英ポンド	買建	2,315,000.00	492,894,070	488,226,555	5.14
	スイスフラン	買建	1,487,000.00	299,605,752	297,634,946	3.13
	スウェーデンクローナ	買建	11,215,000.00	190,934,098	187,574,239	1.97
	ノルウェークローネ	買建	9,652,000.00	157,882,301	158,565,951	1.67
	デンマーククローネ	買建	290,000.00	7,156,246	7,112,322	0.07

チェココルナ	買建	25,769,000.00	193,618,332	192,436,258	2.02
ハンガリーフォリント	買建	16,300,000.00	7,707,102	7,721,863	0.08
ポーランドズロチ	買建	1,702,000.00	73,371,486	72,754,612	0.77
ルーマニアレイ	買建	475,000.00	17,163,697	17,069,457	0.18
豪ドル	買建	2,678,000.00	296,111,473	293,510,667	3.09
ニュージーランドドル	買建	8,245,300.00	758,741,637	754,161,378	7.94
シンガポールドル	買建	344,000.00	42,731,163	42,562,533	0.45
イスラエルシュケル	買建	796,000.00	40,412,680	40,091,176	0.42
南アフリカランド	買建	2,950,000.00	27,671,885	27,459,485	0.29
香港・オフショア人民元	買建	20,058,000.00	462,222,447	463,498,258	4.88
米ドル	売建	29,907,898.24	4,750,759,348	4,778,317,464	50.28
加ドル	売建	1,717,000.00	197,856,875	197,120,185	2.07
メキシコペソ	売建	38,524,000.00	344,048,231	339,432,018	3.57
ユーロ	売建	5,866,000.00	1,081,606,811	1,075,595,626	11.32
英ポンド	売建	1,509,000.00	321,381,974	318,243,573	3.35
スイスフラン	売建	1,549,000.00	312,179,089	310,052,690	3.26
スウェーデンクローナ	売建	11,330,000.00	193,023,776	189,497,649	1.99
ノルウェークローネ	売建	8,710,000.00	142,696,333	143,090,493	1.51
デンマーククローネ	売建	145,000.00	3,571,350	3,557,618	0.04
チェココルナ	売建	40,308,000.00	303,366,910	300,743,084	3.16
ハンガリーフォリント	売建	16,300,000.00	7,706,784	7,721,862	0.08
ポーランドズロチ	売建	919,153.52	39,643,497	39,299,416	0.41
ルーマニアレイ	売建	1,507,000.00	54,454,088	54,155,099	0.57
豪ドル	売建	5,793,000.00	641,908,044	634,916,851	6.68
ニュージーランドドル	売建	9,664,150.00	891,076,541	883,757,151	9.30
シンガポールドル	売建	215,000.00	26,690,589	26,601,583	0.28
南アフリカランド	売建	3,710,000.00	34,762,684	34,533,792	0.36

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

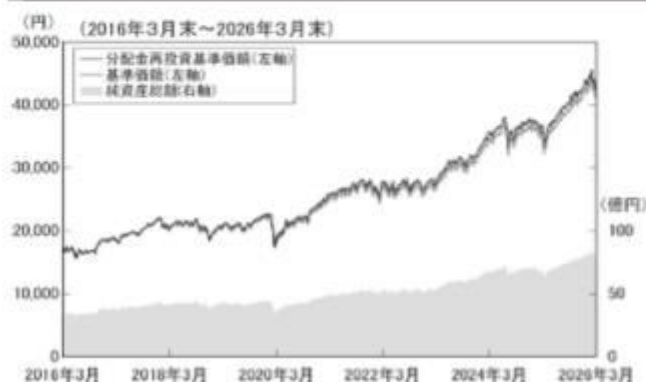
## 参考情報

## 運用実績

2026年3月31日現在



### 基準価額・純資産の推移



基準価額.....41,175 円

純資産総額.....78.72 億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2016年3月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

## 分配の推移（税引前、1万口当たり）

2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月	設定来累計
100円	0円	0円	0円	0円	1,800円

## 主要な資産の状況

### <資産構成比率>

組入資産	比率
日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	25.80%
日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	9.30%
日本債券グローバル・ラップマザーファンド	19.21%
北米株式グローバル・ラップマザーファンド	16.19%
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	14.85%
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	4.15%
海外債券グローバル・ラップマザーファンド	9.24%
現金その他	1.25%

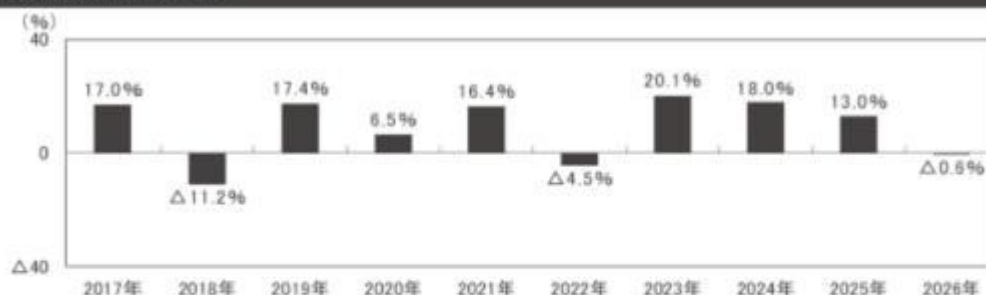
※当ファンドの対純資産総額比です。

### <組入上位銘柄>

組入資産	銘柄	業種・種類	比率
日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	1 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.34%
	2 三井物産	卸売業	4.25%
	3 ソニーグループ	電気機器	4.07%
日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	1 西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	4.85%
	2 前田工機	その他製品	3.43%
	3 日精エー・エス・ピー機械	機械	3.03%
日本債券グローバル・ラップマザーファンド	1 第380回利付国債（10年）	国債証券	15.99%
	2 第371回利付国債（10年）	国債証券	12.41%
	3 第183回利付国債（5年）	国債証券	10.26%
北米株式グローバル・ラップマザーファンド	1 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	8.08%
	2 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	5.68%
	3 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	5.47%
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	1 ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	5.04%
	2 ASTRAZENCA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.38%
	3 NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.29%
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	1 BHP GROUP LTD	素材	8.32%
	2 AIA GROUP LTD	保険	6.47%
	3 COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	銀行	6.45%
海外債券グローバル・ラップマザーファンド	1 TREASURY BILL	国債証券	4.59%
	2 US TREASURY N/B	国債証券	3.85%
	3 US TREASURY N/B	国債証券	3.81%

※各マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2026年は、2026年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、当該規定に従うものとします。

#### (2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

- (3) 取扱時間  
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込金額  
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (5) 申込単位  
販売会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。
- (6) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (7) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### < 解約請求による換金 >

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限  
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額  
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。  
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### < 委託会社の照会先 >

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404  
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (5) 手取額  
1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関でない場合、解約価額から解約に係る所定の税金が差し引かれます。税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約単位  
1口単位  
販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。
- (7) 解約代金の支払い  
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消  
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。  
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

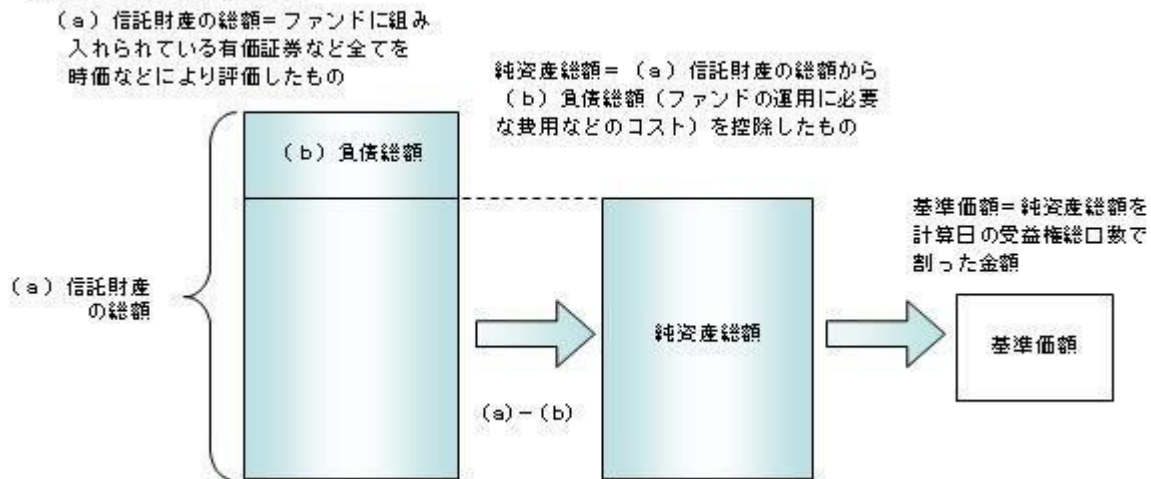
## 3【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

## &lt; 基準価額算出の流れ &gt;



## 有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

## &lt; 主な資産の評価方法 &gt;

## マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

## 国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

## 外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

## 公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日<sup>\*</sup>における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

<sup>\*</sup>外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

## 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## &lt; 委託会社の照会先 &gt;

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします（2001年10月17日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

毎年3月26日から翌年3月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

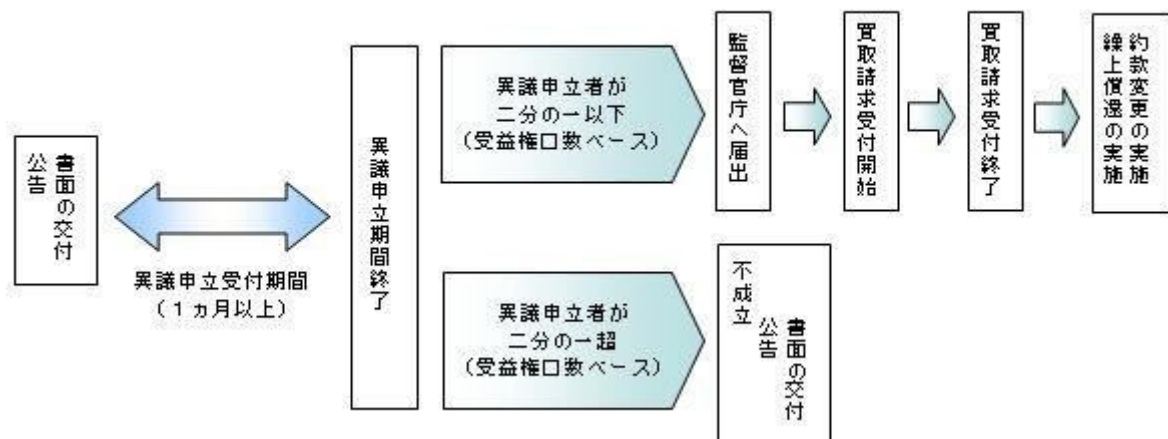
## (5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同

- じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
  - 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
  - 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。
  - 法令で定められた所要の要件<sup>1</sup>を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法<sup>2</sup>により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
    - あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないません。
    - 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
  - 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
- ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)
- 関係法人との契約について
- 販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
  - 投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約または当ファンドにおける投資顧問契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が

重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
  - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
  - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
  - 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
  - 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間（2025年3月26日から2026年3月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 2025年 3月25日現在	第25期 2026年 3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	122,358,094	156,934,673
親投資信託受益証券	6,842,848,896	7,942,424,161
未収利息	1,626	3,181
流動資産合計	6,965,208,616	8,099,362,015
資産合計	6,965,208,616	8,099,362,015
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,044,969	3,056,054
未払受託者報酬	1,892,766	2,156,840
未払委託者報酬	52,999,060	60,393,078
その他未払費用	151,372	172,489
流動負債合計	56,088,167	65,778,461
負債合計	56,088,167	65,778,461
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,926,556,716	1,909,778,259
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,982,563,733	6,123,805,295
（分配準備積立金）	3,061,373,379	4,000,939,354
元本等合計	6,909,120,449	8,033,583,554
純資産合計	6,909,120,449	8,033,583,554
負債純資産合計	6,965,208,616	8,099,362,015

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期		第25期	
	自 至	2024年 3月26日 2025年 3月25日	自 至	2025年 3月26日 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>				
受取利息		221,789		600,454
有価証券売買等損益		370,652,031		1,303,427,656
その他収益		-		145
<b>営業収益合計</b>		<b>370,873,820</b>		<b>1,304,028,255</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		3,788,218		4,103,929
委託者報酬		106,073,339		114,913,350
その他費用		302,947		328,195
<b>営業費用合計</b>		<b>110,164,504</b>		<b>119,345,474</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>260,709,316</b>		<b>1,184,682,781</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>		<b>260,709,316</b>		<b>1,184,682,781</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>260,709,316</b>		<b>1,184,682,781</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		10,793,128		36,721,546
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>4,834,911,020</b>		<b>4,982,563,733</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		292,377,240		342,569,747
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		292,377,240		342,569,747
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>394,640,715</b>		<b>349,289,420</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		394,640,715		349,289,420
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>4,982,563,733</b>		<b>6,123,805,295</b>

## （ 3 ）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

## （貸借対照表に関する注記）

	第24期 2025年 3月25日現在	第25期 2026年 3月25日現在
1. 期首元本額	1,972,294,466円	1,926,556,716円
期中追加設定元本額	115,130,849円	118,098,642円
期中一部解約元本額	160,868,599円	134,877,099円
2. 受益権の総数	1,926,556,716口	1,909,778,259口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第24期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	第25期 自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	31,513,750円	33,984,112円
2. 分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	90,885,334円	136,729,584円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	159,030,854円	1,011,231,651円
C 信託約款に定める収益調整金	2,145,813,964円	2,309,499,851円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	2,811,457,191円	2,852,978,119円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	5,207,187,343円	6,310,439,205円
F 分配対象収益（1万口当たり）	27,028円	33,042円
G 分配金額	0円	0円
H 分配金額（1万口当たり）	0円	0円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

	第24期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	第25期 自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第24期 2025年 3月25日現在	第25期 2026年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左
-------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

第24期（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	289,043,632
合計	289,043,632

第25期（2026年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,206,874,493
合計	1,206,874,493

（関連当事者との取引に関する注記）  
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第24期 2025年 3月25日現在	第25期 2026年 3月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.5863円 (35,863円)	4.2066円 (42,066円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	320,691,733	2,118,104,758	
	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	46,002,631	760,414,289	
	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	1,210,698,113	1,524,874,273	
	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	113,332,851	1,314,275,739	
	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	134,463,232	1,170,852,038	
	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	20,070,799	327,790,268	
	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	195,039,565	726,112,796	
合計		2,040,298,924	7,942,424,161	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

## 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	343,741,408	243,111,388
株式	25,962,852,650	27,827,669,200
未収入金	121,513,137	-
未収配当金	24,690,000	12,306,600
未収利息	4,570	4,928
流動資産合計	26,452,801,765	28,083,092,116
資産合計	26,452,801,765	28,083,092,116
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	91,482,606	30,879,104
流動負債合計	91,482,606	30,879,104
負債合計	91,482,606	30,879,104
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,356,858,639	4,247,259,784
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	21,004,460,520	23,804,953,228
元本等合計	26,361,319,159	28,052,213,012
純資産合計	26,361,319,159	28,052,213,012
負債純資産合計	26,452,801,765	28,083,092,116

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
1. 期首	2024年 3月26日	2025年 3月26日
期首元本額	6,105,575,075円	5,356,858,639円
期首からの追加設定元本額	1,013,517,043円	265,406,663円
期首からの一部解約元本額	1,762,233,479円	1,375,005,518円
元本の内訳		
G W 7つの卵	2,578,348,639円	2,028,984,357円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	52,870,527円	32,975,295円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	73,323,603円	47,423,859円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	855,747,132円	645,586,182円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	325,717,165円	233,586,456円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	381,999,434円	292,193,005円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス(安定型)	38,094,696円	28,101,111円

年金積立	グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	105,584,317円	88,664,278円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（成長型）	156,225,539円	128,957,972円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	352,562,020円	320,691,733円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極型）	436,385,567円	400,095,536円
	計	5,356,858,639円	4,247,259,784円
2.	受益権の総数	5,356,858,639口	4,247,259,784口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	875,492,967
合計	875,492,967

（2026年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,581,525,292
合計	5,581,525,292

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）  
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2025年 3月25日現在		2026年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	4.9210円	1口当たり純資産額	6.6048円
(1万口当たり純資産額)	(49,210円)	(1万口当たり純資産額)	(66,048円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	26,200	4,444.00	116,432,800	
大林組	103,500	3,913.00	404,995,500	
鹿島建設	37,900	6,132.00	232,402,800	
きんでん	23,700	7,421.00	175,877,700	
味の素	96,900	4,481.00	434,208,900	
旭化成	166,100	1,557.50	258,700,750	
信越化学工業	102,400	6,294.00	644,505,600	
日本酸素ホールディングス	42,400	5,955.00	252,492,000	
花王	59,500	6,059.00	360,510,500	
武田薬品工業	71,700	5,820.00	417,294,000	
塩野義製薬	104,800	3,441.00	360,616,800	
中外製薬	13,100	8,462.00	110,852,200	
第一三共	65,600	2,974.00	195,094,400	
コスモエネルギーホールディングス	25,400	4,494.00	114,147,600	
M A R U W A	1,900	59,600.00	113,240,000	
大和工業	11,900	12,385.00	147,381,500	
J X 金属	50,300	3,800.00	191,140,000	
住友電気工業	78,700	10,210.00	803,527,000	
ディスコ	6,400	67,980.00	435,072,000	
クボタ	178,900	2,535.00	453,511,500	
荏原製作所	46,200	4,848.00	223,977,600	
セガサミーホールディングス	40,800	2,461.50	100,429,200	
ホシザキ	33,700	5,060.00	170,522,000	
三菱重工業	53,000	4,547.00	240,991,000	
I H I	103,000	3,510.00	361,530,000	
キオクシアホールディングス	8,400	22,445.00	188,538,000	
日立製作所	186,900	4,881.00	912,258,900	
三菱電機	28,500	5,539.00	157,861,500	
富士電機	28,200	11,395.00	321,339,000	
富士通	144,000	3,351.00	482,544,000	
パナソニック ホールディングス	224,200	2,630.00	589,646,000	
ソニーグループ	341,200	3,266.00	1,114,359,200	

アズビル	141,300	1,400.00	197,820,000
アドバンテスト	26,600	23,425.00	623,105,000
キーエンス	9,200	58,010.00	533,692,000
レーザーテック	4,600	33,410.00	153,686,000
東京エレクトロン	22,500	40,360.00	908,100,000
デンソー	56,200	1,921.50	107,988,300
トヨタ自動車	303,600	3,338.00	1,013,416,800
スズキ	238,500	1,943.00	463,405,500
テルモ	107,600	2,094.50	225,368,200
HOYA	28,000	28,420.00	795,760,000
アシックス	59,500	4,330.00	257,635,000
任天堂	43,000	8,980.00	386,140,000
大阪瓦斯	49,500	6,404.00	316,998,000
小田急電鉄	105,500	1,644.00	173,442,000
東日本旅客鉄道	15,400	3,635.00	55,979,000
東海旅客鉄道	86,100	4,274.00	367,991,400
NTT	4,335,600	157.50	682,857,000
ソフトバンクグループ	122,200	3,809.00	465,459,800
伊藤忠商事	521,200	2,078.50	1,083,314,200
三井物産	191,800	6,253.00	1,199,325,400
ミスミグループ本社	135,300	2,823.00	381,951,900
ゼンショーホールディングス	22,000	9,451.00	207,922,000
丸井グループ	35,700	3,106.00	110,884,200
ファーストリテイリング	5,200	62,400.00	324,480,000
楽天銀行	28,400	6,236.00	177,102,400
ゆうちょ銀行	179,100	2,645.00	473,719,500
三菱UFJフィナンシャル・グループ	656,100	2,718.50	1,783,607,850
三井住友フィナンシャルグループ	167,500	5,311.00	889,592,500
SBIホールディングス	77,600	2,993.50	232,295,600
東京海上ホールディングス	92,600	7,857.00	727,558,200
T&Dホールディングス	102,700	3,968.00	407,513,600
三井不動産	67,700	1,753.00	118,678,100
住友不動産	106,600	4,627.00	493,238,200
リクルートホールディングス	62,600	6,416.00	401,641,600
合 計	10,712,400		27,827,669,200

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	358,491,362	189,845,879
株式	8,895,741,650	9,501,147,950
未収入金	66,066,177	36,907,932
未収配当金	29,580,800	30,193,300
未収利息	4,766	3,848
流動資産合計	9,349,884,755	9,758,098,909
資産合計	9,349,884,755	9,758,098,909
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	41,783,038	5,367,244
未払解約金	31,840,917	13,346,391
流動負債合計	73,623,955	18,713,635
負債合計	73,623,955	18,713,635
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	790,888,293	589,201,341
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,485,372,507	9,150,183,933
元本等合計	9,276,260,800	9,739,385,274
純資産合計	9,276,260,800	9,739,385,274
負債純資産合計	9,349,884,755	9,758,098,909

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

## （貸借対照表に関する注記）

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
1. 期首	2024年 3月26日	2025年 3月26日
期首元本額	878,873,085円	790,888,293円
期首からの追加設定元本額	165,499,473円	42,237,747円
期首からの一部解約元本額	253,484,265円	243,924,699円
元本の内訳		
GW7つの卵	384,779,999円	287,737,779円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	10,078,604円	5,810,425円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	13,180,760円	7,808,480円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	127,484,158円	89,906,618円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	44,360,661円	29,395,062円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	40,599,927円	24,900,952円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	9,745,494円	6,697,902円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	20,266,281円	16,274,505円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	28,150,769円	22,139,069円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	52,610,182円	46,002,631円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	59,631,458円	52,527,918円
計	790,888,293円	589,201,341円
2. 受益権の総数	790,888,293口	589,201,341口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

（2025年 3月25日現在）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	151,738,714
合計	151,738,714

（2026年 3月25日現在）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,740,337,178
合計	1,740,337,178

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

2025年 3月25日現在		2026年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	11.7289円	1口当たり純資産額	16.5298円
(1万口当たり純資産額)	(117,289円)	(1万口当たり純資産額)	(165,298円)

## 附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1)株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	41,200	4,380.00	180,456,000	
五洋建設	54,500	1,800.00	98,100,000	
福田組	13,500	8,420.00	113,670,000	
ユアテック	41,400	2,688.00	111,283,200	
やまみ	20,700	4,495.00	93,046,500	
わらべや日洋ホールディングス	29,500	3,070.00	90,565,000	
オンワードホールディングス	93,700	738.00	69,150,600	
日産化学	23,800	6,105.00	145,299,000	
関東電化工業	126,000	1,488.00	187,488,000	
A G C	37,700	5,652.00	213,080,400	
ニチハ	9,000	3,245.00	29,205,000	
R S T e c h n o l o g i e s	23,000	3,915.00	90,045,000	
三和ホールディングス	23,200	3,685.00	85,492,000	
ジーテクト	52,000	1,882.00	97,864,000	
オーエスジー	59,400	2,539.50	150,846,300	
ナブテスコ	31,800	4,309.00	137,026,200	
日精エー・エス・ビー機械	38,300	7,900.00	302,570,000	
T O W A	77,000	2,508.00	193,116,000	
C K D	55,100	4,685.00	258,143,500	
ダイヘン	19,200	12,610.00	242,112,000	
J V C ケンウッド	132,200	1,174.50	155,268,900	
日東工業	37,800	4,450.00	168,210,000	
アルバック	24,100	9,311.00	224,395,100	
エレコム	46,900	1,655.00	77,619,500	
日本光電工業	93,200	1,510.50	140,778,600	
オブテックスグループ	54,100	2,779.00	150,343,900	
武蔵精密工業	67,300	2,625.00	176,662,500	
N O K	81,900	2,943.00	241,031,700	
前田工織	166,600	1,947.00	324,370,200	
ローランド	26,800	3,970.00	106,396,000	
美津濃	55,300	3,415.00	188,849,500	
エフオン	89,600	364.00	32,614,400	
S B S ホールディングス	33,400	4,155.00	138,777,000	
福山通運	38,100	5,700.00	217,170,000	
三菱総合研究所	24,900	4,715.00	117,403,500	
コムチュア	88,100	1,490.00	131,269,000	

くふうカンパニーホールディングス	165,600	156.00	25,833,600	
都築電気	49,100	3,640.00	178,724,000	
シーイーシー	38,500	1,957.00	75,344,500	
キャノンマーケティングジャパン	13,300	6,923.00	92,075,900	
阪和興業	6,300	7,900.00	49,770,000	
トラスコ中山	60,900	2,343.00	142,688,700	
大黒天物産	35,300	4,865.00	171,734,500	
エターナルホスピタリティグループ	26,800	3,430.00	91,924,000	
サイゼリヤ	15,400	6,800.00	104,720,000	
ユナイテッドアローズ	54,400	2,518.00	136,979,200	
薬王堂ホールディングス	52,600	1,971.00	103,674,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	122,800	3,955.00	485,674,000	
大垣共立銀行	45,100	6,340.00	285,934,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	37,600	5,921.00	222,629,600	
スター・マイカ・ホールディングス	63,900	1,661.00	106,137,900	
ロードスターキャピタル	43,700	3,020.00	131,974,000	
トーセイ	126,700	1,566.00	198,412,200	
コシダカホールディングス	63,000	1,082.00	68,166,000	
学情	21,600	1,643.00	35,488,800	
カカクコム	36,800	1,981.00	72,900,800	
イオンファンタジー	39,400	2,395.00	94,363,000	
サイバーエージェント	128,200	1,371.50	175,826,300	
チャーム・ケア・コーポレーション	39,800	1,328.00	52,854,400	
LITALICO	159,100	1,321.00	210,171,100	
リログループ	99,300	1,961.50	194,776,950	
カナモト	46,300	4,395.00	203,488,500	
トランス・コスモス	43,900	3,945.00	173,185,500	
丹青社	89,400	1,521.00	135,977,400	
合 計	3,655,100		9,501,147,950	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	435,515,704	298,889,133
国債証券	13,404,179,894	14,056,347,300
社債券	6,946,853,430	8,014,428,664
未収入金	1,723,822,000	-

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
未収利息	32,588,060	41,310,958
前払費用	8,783,247	19,675,769
流動資産合計	22,551,742,335	22,430,651,824
資産合計	22,551,742,335	22,430,651,824
負債の部		
流動負債		
未払金	1,743,412,000	-
流動負債合計	1,743,412,000	-
負債合計	1,743,412,000	-
純資産の部		
元本等		
元本	16,049,512,376	17,809,470,483
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	4,758,817,959	4,621,181,341
元本等合計	20,808,330,335	22,430,651,824
純資産合計	20,808,330,335	22,430,651,824
負債純資産合計	22,551,742,335	22,430,651,824

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	--

## （貸借対照表に関する注記）

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
1. 期首	2024年 3月26日	2025年 3月26日
期首元本額	14,658,039,185円	16,049,512,376円
期首からの追加設定元本額	7,872,231,301円	4,433,493,174円
期首からの一部解約元本額	6,480,758,110円	2,673,535,067円
元本の内訳		
GW 7つの卵	7,473,349,772円	8,623,749,338円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	684,094,160円	616,125,173円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	605,042,857円	563,870,414円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	2,534,142,756円	2,659,785,941円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	143,133,199円	173,345,954円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	799,158,989円	825,062,816円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	1,341,954,885円	1,497,474,949円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	1,255,071,754円	1,376,574,956円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	1,021,872,987円	1,210,698,113円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	191,691,017円	262,782,829円
計	16,049,512,376円	17,809,470,483円
2. 受益権の総数	16,049,512,376口	17,809,470,483口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
--	--------------------------------	--------------------------------

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025年 3月25日現在)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	504,267,952
社債券	81,573,370
合計	585,841,322

(2026年 3月25日現在)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	427,493,800
社債券	52,887,536
合計	480,381,336

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年 3月25日現在		2026年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	1.2965円	1口当たり純資産額	1.2595円
(1万口当たり純資産額)	(12,965円)	(1万口当たり純資産額)	(12,595円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第183回利付国債(5年)	2,300,000,000	2,288,408,000	
	第17回利付国債(40年)	300,000,000	214,701,000	
	第18回利付国債(40年)	300,000,000	270,405,000	
	第371回利付国債(10年)	3,100,000,000	2,777,693,000	
	第380回利付国債(10年)	3,750,000,000	3,587,325,000	
	第381回利付国債(10年)	1,100,000,000	1,086,811,000	
	第53回利付国債(30年)	150,000,000	91,516,500	
	第57回利付国債(30年)	340,000,000	210,796,600	
	第63回利付国債(30年)	550,000,000	290,229,500	
	第70回利付国債(30年)	690,000,000	374,359,500	
	第89回利付国債(30年)	600,000,000	590,826,000	
	第175回利付国債(20年)	550,000,000	399,883,000	
	第180回利付国債(20年)	900,000,000	662,472,000	
	第194回利付国債(20年)	1,020,000,000	959,932,200	
	第195回利付国債(20年)	150,000,000	151,743,000	
	第19回ポーランド共和国円貨債券(2024)	100,000,000	99,246,000	
国債証券 合計		15,900,000,000	14,056,347,300	
社債券	第24回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付非上位円貨社債(2024)	100,000,000	99,371,400	
	第10回エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債(2025)	100,000,000	98,984,900	
	第13回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債(2024)	100,000,000	96,999,000	
	第27回ルノー円貨社債(2025)	100,000,000	99,164,000	
	第2回積水ハウス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	97,940,300	
	第4回住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)	100,000,000	98,212,100	
	第1回日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)	100,000,000	98,164,600	
	第1回横浜冷凍株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)(サステナビリティボンド)	100,000,000	94,799,300	
	第6回日鉄興和不動産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,260,000	
	第7回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	100,000,000	97,283,000	
	第10回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	100,000,000	97,261,000	
	第7回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	98,179,700	
	第15回ヒューリック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,299,000	

第2回株式会社すかいらくホールディングス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,388,000	
第2回株式会社オープンハウスグループ無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,080,000	
第1回いすゞリーシングサービス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,992,000	
第6回株式会社FOOD & LIFE COMPANIES無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	96,811,000	
第4回株式会社レゾナック・ホールディングス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	96,836,000	
第3回住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	102,110,900	
第22回UBE株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,929,000	
第2回武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	98,118,400	
第26回LINEヤフー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,791,000	
第27回LINEヤフー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,667,000	
第1回楽天グループ株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)	100,000,000	100,874,200	
第10回コニカミノルタ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)	100,000,000	99,597,000	
第6回荒川化学工業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,914,000	
第2回コスモエネルギーホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,204,000	
第4回日本製鉄株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	96,972,600	
第72回株式会社神戸製鋼所無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,890,000	
第1回AREホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,047,000	
第4回DMG森精機株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)	100,000,000	99,388,200	
第1回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,539,600	
第3回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	91,381,600	
第22回J A三井リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,836,000	
第1回日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)	100,000,000	97,258,800	
第11回楽天カード株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,007,880	
第14回楽天カード株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,714,000	
第1回明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)	100,000,000	90,905,200	
第2回N I S S H A株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,923,000	
第2回ニプロ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)(ソーシャルボンド)	100,000,000	99,072,100	
第7回イオン株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	93,986,000	

第13回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ期限前償還条項付無担保社債(担保提供制限等財務上特約無)	100,000,000	96,962,600	
第27回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)	100,000,000	98,528,800	
第25回株式会社みずほフィナンシャルグループ任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)	100,000,000	99,761,100	
第4回東京センチュリー株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	196,003,400	
第44回SBIホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,817,000	
第69回アイフル株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,261,000	
第71回アイフル株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,868,000	
第24回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,363,000	
第27回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,142,000	
第42回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,948,000	
第5回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	97,877,000	
第6回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	96,768,800	
第3回株式会社大和証券グループ本社任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)	100,000,000	97,713,300	
第7回野村ホールディングス株式会社任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付)	100,000,000	99,650,500	
第1回株式会社SBI証券無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,217,000	
第1回ソニーフィナンシャルグループ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	98,970,900	
第4回第一生命ホールディングス株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約付)	100,000,000	89,256,100	
第1回東京海上日動火災保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	95,198,500	
第5回三井住友海上火災保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	92,473,000	
第1回T&Dホールディングス利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	97,314,200	
第7回三菱地所株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,792,300	
第14回京阪神ビルディング株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)	100,000,000	95,073,000	
第12回センコーグループホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,802,000	
第30回株式会社商船三井無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,045,000	
第1回日本航空株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	97,793,800	
第1回日本航空株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)	100,000,000	100,005,200	
第5回株式会社ヤマタネ無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,794,384	
第21回ソフトバンク株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,380,000	

第26回ソフトバンク株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,104,000	
第30回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	91,110,000	
第36回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	87,842,000	
第52回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,843,000	
第1回東北電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（一般担保無・劣後特約付）	100,000,000	99,541,900	
第6回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	100,000,000	94,387,000	
第10回株式会社イチネンホールディングス無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,744,000	
第7回ソフトバンクグループ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,339,800	
第61回ソフトバンクグループ株式会社無担保社債	100,000,000	98,196,000	
第1回A号明治安田生命保険相互会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	99,279,300	
第1回大樹生命保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	99,827,400	
第4回A号日本生命保険相互会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	99,281,600	
社債券 合計	8,200,000,000	8,014,428,664	
合計	24,100,000,000	22,070,775,964	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	118,489,072	74,715,865
コール・ローン	3,515,816	2,072,505
株式	29,713,935,705	31,265,302,858
投資証券	246,537,578	-
派生商品評価勘定	-	2,464
未収配当金	19,688,965	23,201,900
未収利息	46	42
流動資産合計	30,102,167,182	31,365,295,634
資産合計	30,102,167,182	31,365,295,634
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	11,181	-
未払金	9,946,954	8,215,258
未払解約金	1,846,472	-
流動負債合計	11,804,607	8,215,258
負債合計	11,804,607	8,215,258

2025年 3月25日現在

2026年 3月25日現在

純資産の部		
元本等		
元本	3,017,617,335	2,703,990,660
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	27,072,745,240	28,653,089,716
元本等合計	30,090,362,575	31,357,080,376
純資産合計	30,090,362,575	31,357,080,376
負債純資産合計	30,102,167,182	31,365,295,634

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

		2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
1.	期首	2024年 3月26日	2025年 3月26日
	期首元本額	3,897,763,400円	3,017,617,335円
	期首からの追加設定元本額	338,202,400円	441,759,937円
	期首からの一部解約元本額	1,218,348,465円	755,386,612円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	835,379,496円	749,109,314円
	北米株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,297,072,276円	1,166,491,103円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	19,469,543円	13,309,122円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	27,094,221円	19,513,548円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	283,271,333円	243,186,662円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	100,855,524円	86,123,153円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	98,906,564円	85,287,771円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	14,961,719円	12,556,374円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	37,231,333円	33,253,431円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	54,867,993円	48,378,117円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	114,227,577円	113,332,851円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	134,279,756円	133,449,214円
	計	3,017,617,335円	2,703,990,660円
2.	受益権の総数	3,017,617,335口	2,703,990,660口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,024,635,299
投資証券	19,079,275
合計	3,043,714,574

(2026年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,406,744,059
合計	2,406,744,059

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

--	--	--	--

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,806,762	-	1,817,943	11,181
	米ドル	1,806,762	-	1,817,943	11,181
合計		1,806,762	-	1,817,943	11,181

(2026年 3月25日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,483,300	-	2,480,836	2,464
	米ドル	2,483,300	-	2,480,836	2,464
合計		2,483,300	-	2,480,836	2,464

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年 3月25日現在		2026年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	9.9716円	1口当たり純資産額	11.5966円
(1万口当たり純資産額)	(99,716円)	(1万口当たり純資産額)	(115,966円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHENIERE ENERGY INC	1,358	294.58	400,039.64	
	CHEVRON CORP	10,194	206.79	2,108,017.26	
	CONOCOPHILLIPS	8,054	129.35	1,041,784.90	
	EOG RESOURCES INC	5,365	142.53	764,673.45	
	MARATHON PETROLEUM CORP	1,172	243.91	285,862.52	
	TC ENERGY CORP	34,935	64.07	2,238,285.45	
	ECOLAB INC	5,807	264.49	1,535,893.43	
	3M CO	14,354	146.67	2,105,301.18	

BOEING CO/THE	9,980	196.42	1,960,271.60
CRANE CO	5,040	173.11	872,474.40
DEERE & CO	3,259	583.02	1,900,062.18
EATON CORP PLC	5,962	374.10	2,230,384.20
FERGUSON ENTERPRISES INC	6,315	225.93	1,426,747.95
GE VERNOVA INC	1,682	909.41	1,529,627.62
GENERAL ELECTRIC CO	6,954	290.63	2,021,041.02
HOWMET AEROSPACE INC	6,901	239.51	1,652,858.51
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	3,487	351.42	1,225,401.54
TRANE TECHNOLOGIES PLC	4,672	430.08	2,009,333.76
TFI INTERNATIONAL INC	12,800	104.75	1,340,800.00
UNION PACIFIC CORP	8,516	239.67	2,041,029.72
GILDAN ACTIVEWEAR INC	12,261	57.26	702,064.86
LENNAR CORP-CL A	8,476	92.38	783,012.88
NIKE INC -CL B	10,248	53.49	548,165.52
BOOKING HOLDINGS INC	251	4,290.65	1,076,953.15
DOORDASH INC - A	4,891	154.73	756,784.43
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	3,401	107.83	366,729.83
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	3,535	299.91	1,060,181.85
MCDONALD'S CORP	7,080	307.84	2,179,507.20
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,552	273.39	697,691.28
WINGSTOP INC	733	172.07	126,127.31
ALPHABET INC-CL C	39,535	289.20	11,433,522.00
ATLANTA BRAVES HOLDINGS IN-C	10,037	42.35	425,066.95
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	15,392	83.40	1,283,692.80
META PLATFORMS INC-CLASS A	7,825	592.92	4,639,599.00
NETFLIX INC	30,426	90.92	2,766,331.92
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	2,510	484.85	1,216,973.50
THE WALT DISNEY CO.	14,624	96.39	1,409,607.36
AMAZON.COM INC	35,414	207.24	7,339,197.36
BURLINGTON STORES INC	5,493	325.15	1,786,048.95
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	11,361	87.99	999,654.39
CONSTELLATION BRANDS INC-A	5,028	152.68	767,675.04
PROCTER & GAMBLE CO	30,315	143.16	4,339,895.40
ABBOTT LABORATORIES	10,740	104.06	1,117,604.40
BOSTON SCIENTIFIC CORP	14,061	68.15	958,257.15
DEXCOM INC	6,816	66.60	453,945.60
INTUITIVE SURGICAL INC	1,436	471.91	677,662.76
MCKESSON CORP	1,285	881.94	1,133,292.90
UNITEDHEALTH GROUP INC	2,796	272.28	761,294.88
ABBVIE INC	8,514	205.20	1,747,072.80
ARGENX SE - ADR	986	677.50	668,015.00

BRIDGEBIO PHARMA INC	3,080	68.53	211,072.40
DANAHER CORP	5,110	190.10	971,411.00
ELI LILLY & CO	2,725	903.02	2,460,729.50
JOHNSON & JOHNSON	10,898	235.27	2,563,972.46
MERCK & CO. INC.	12,489	116.37	1,453,344.93
MIRUM PHARMACEUTICALS INC	2,920	87.88	256,609.60
REVOLUTION MEDICINES INC	3,698	95.52	353,232.96
UNITED THERAPEUTICS CORP	725	531.82	385,569.50
VAXCYTE INC	7,331	54.67	400,785.77
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	2,616	448.62	1,173,589.92
JPMORGAN CHASE & CO	17,515	292.40	5,121,386.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	10,060	111.25	1,119,175.00
ARES MANAGEMENT CORP-A	16,237	106.04	1,721,771.48
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	13,247	117.90	1,561,821.30
BLACKSTONE INC	12,682	107.98	1,369,402.36
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	12,990	184.64	2,398,473.60
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	5,374	300.17	1,613,113.58
MASTERCARD INC - A	6,444	498.93	3,215,104.92
MORGAN STANLEY	9,954	165.87	1,651,069.98
ONEMAIN HOLDINGS INC	18,463	53.26	983,339.38
VISA INC-CLASS A SHARES	10,567	303.76	3,209,831.92
ARTHUR J GALLAGHER & CO	9,304	216.28	2,012,269.12
PROGRESSIVE CORP	10,824	206.21	2,232,017.04
CADENCE DESIGN SYS INC	3,142	284.32	893,333.44
DATADOG INC-CLASS A	10,206	122.57	1,250,949.42
INTUIT INC	4,144	432.45	1,792,072.80
MICROSOFT CORP	28,982	372.74	10,802,750.68
ORACLE CORP	2,670	147.09	392,730.30
SNOWFLAKE INC	6,206	161.34	1,001,276.04
AMPHENOL CORP-CL A	5,772	127.96	738,585.12
APPLE INC	28,081	251.64	7,066,302.84
ARISTA NETWORKS INC	8,377	130.80	1,095,711.60
LUMENTUM HOLDINGS INC	1,003	801.99	804,395.97
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	2,560	424.96	1,087,897.60
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,303	626.06	1,441,816.18
T-MOBILE US INC	6,082	211.26	1,284,883.32
NEXTERA ENERGY INC	5,088	91.62	466,162.56
SEMPRA	13,534	95.00	1,285,730.00
VISTRA CORP	11,763	152.72	1,796,445.36
XCEL ENERGY INC	16,335	77.96	1,273,476.60
ANALOG DEVICES INC	3,634	321.83	1,169,530.22
APPLIED MATERIALS INC	2,798	373.99	1,046,424.02

	BROADCOM INC	21,349	318.29	6,795,173.21	
	KLA CORP	1,106	1,566.19	1,732,206.14	
	LAM RESEARCH CORP	15,905	238.84	3,798,750.20	
	MICRON TECHNOLOGY INC	6,371	395.53	2,519,921.63	
	NVIDIA CORP	93,087	175.20	16,308,842.40	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	3,089	343.25	1,060,299.25	
米ドル小計		973,669		192,256,279.42	(30,503,381,292)
加ドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	40,739	67.48	2,749,067.72	
	SUNCOR ENERGY INC	22,471	88.23	1,982,616.33	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	28,023	66.86	1,873,617.78	
加ドル小計		91,233		6,605,301.83	(761,921,566)
合計		1,064,902		31,265,302,858	(31,265,302,858)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 98銘柄	100.0%	97.6%
加ドル	株式 3銘柄	100.0%	2.4%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	354,839,209	354,232,415
コール・ローン	19,800,434	19,973,898
株式	14,429,893,176	15,373,581,787
投資証券	103,199,224	-
派生商品評価勘定	-	1,617
未収配当金	34,287,236	21,797,225
未収利息	263	404
流動資産合計	14,942,019,542	15,769,587,346
資産合計	14,942,019,542	15,769,587,346
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	157,622	9,544
未払金	34,927,805	-
未払解約金	27,924,604	2,108,357
流動負債合計	63,010,031	2,117,901

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
負債合計	63,010,031	2,117,901
純資産の部		
元本等		
元本	2,055,045,158	1,810,772,872
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	12,823,964,353	13,956,696,573
元本等合計	14,879,009,511	15,767,469,445
純資産合計	14,879,009,511	15,767,469,445
負債純資産合計	14,942,019,542	15,769,587,346

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
1. 期首	2024年 3月26日	2025年 3月26日
期首元本額	2,254,596,079円	2,055,045,158円
期首からの追加設定元本額	686,988,634円	412,971,759円
期首からの一部解約元本額	886,539,555円	657,244,045円
元本の内訳		
GW 7つの卵	976,624,903円	852,946,216円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	19,106,283円	13,589,533円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	27,383,265円	20,026,992円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	326,256,729円	276,079,529円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	123,183,836円	100,624,844円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	175,974,532円	145,772,925円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	13,139,848円	11,129,857円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	37,769,242円	35,797,199円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	57,923,160円	53,247,727円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	133,528,335円	134,463,232円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	164,155,025円	167,094,818円
計	2,055,045,158円	1,810,772,872円
2. 受益権の総数	2,055,045,158口	1,810,772,872口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	427,719,306
投資証券	24,222,397
合計	403,496,909

(2026年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	417,444,792
合計	417,444,792

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

--	--	--	--

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	27,924,604	-	28,082,226	157,622
	英ポンド	27,924,604	-	28,082,226	157,622
合計		27,924,604	-	28,082,226	157,622

(2026年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	483,930	-	485,547	1,617
	英ポンド	483,930	-	485,547	1,617
	売建	2,592,287	-	2,601,831	9,544
	米ドル	483,930	-	484,469	539
	英ポンド	2,108,357	-	2,117,362	9,005
合計		3,076,217	-	3,087,378	7,927

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年 3月25日現在		2026年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	7.2402円	1口当たり純資産額	8.7076円
(1万口当たり純資産額)	(72,402円)	(1万口当たり純資産額)	(87,076円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	LINDE PLC	3,903	479.84	1,872,815.52	
	RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	16,380	60.16	985,420.80	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	4,791	107.83	516,613.53	
米ドル小計		25,074		3,374,849.85 (535,453,677)	

ユーロ	ENI SPA	57,890	22.97	1,329,733.30
	TENARIS SA	27,031	24.90	673,071.90
	TOTALENERGIES SE	27,164	77.21	2,097,332.44
	AKZO NOBEL	7,371	48.94	360,736.74
	SYMRISE AG	8,877	69.50	616,951.50
	LEGRAND SA	7,573	135.50	1,026,141.50
	MTU AERO ENGINES AG	3,014	312.00	940,368.00
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	9,342	241.80	2,258,895.60
	THALES SA	3,426	240.30	823,267.80
	WOLTERS KLUWER	9,136	62.56	571,548.16
	MICHELIN (CGDE)	21,662	28.90	626,031.80
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	3,188	460.75	1,468,871.00
	ACCOR SA	15,636	40.91	639,668.76
	AMADEUS IT GROUP SA	14,697	49.68	730,146.96
	FDJ UNITED	9,753	25.18	245,580.54
	SCOUT24 SE	6,185	63.25	391,201.25
	JERONIMO MARTINS	55,036	20.16	1,109,525.76
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	146,937	6.01	883,091.37
	GLANBIA PLC	27,089	17.38	470,806.82
	PERNOD-RICARD SA	14,070	62.90	885,003.00
	REMY COINTREAU	10,901	34.88	380,226.88
	BEIERSDORF AG	9,292	73.66	684,448.72
	MERCK KGAA	7,217	103.35	745,876.95
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	74,927	18.28	1,370,040.19
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	77,364	15.55	1,203,010.20
	BNP PARIBAS	22,019	82.94	1,826,255.86
	BPER BANCA SPA	81,897	10.86	889,401.42
	EUROBANK SA	276,934	3.28	908,343.52
	FINECOBANK SPA	40,156	18.79	754,732.02
	ING GROEP NV-CVA	71,773	21.77	1,562,857.07
	DEUTSCHE BOERSE AG	4,032	241.50	973,728.00
	EURONEXT NV	4,509	135.10	609,165.90
	PLUXEE NV	19,615	10.44	204,780.60
	HANNOVER RUECK SE-REG	1,932	255.40	493,432.80
SAMPO OYJ-A SHS	101,088	9.07	916,868.16	
CAP GEMINI SA	4,802	96.36	462,720.72	
DASSAULT SYSTEMES SE	23,762	16.59	394,211.58	
SAP SE	4,765	147.62	703,409.30	
CELLNEX TELECOM SA	37,162	26.48	984,049.76	
KONINKLIJKE KPN NV	220,558	4.73	1,043,901.01	
E.ON SE	55,627	18.73	1,041,893.71	
IBERDROLA SA	73,562	19.30	1,419,746.60	

	TERNA SPA	66,250	9.46	627,255.00
	ASML HOLDING NV	3,891	1,201.60	4,675,425.60
ユーロ小計		1,769,112		43,023,755.77 (7,938,313,177)
英債券	CRODA INTERNATIONAL PLC	13,725	27.43	376,476.75
	GLENCORE PLC	241,328	5.27	1,273,970.51
	BABCOCK INTL GROUP PLC	53,445	12.42	663,786.90
	IMI PLC	24,535	26.44	648,705.40
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	134,633	11.65	1,569,147.61
	SPIRAX GROUP PLC	9,215	66.55	613,258.25
	SUNBELT RENTALS HOLDINGS INC	10,382	50.60	525,329.20
	WEIR GROUP PLC/THE	20,122	27.76	558,586.72
	EXPERIAN PLC	38,212	25.66	980,519.92
	RELX PLC	40,395	24.30	981,598.50
	BURBERRY GROUP PLC	22,367	10.41	232,840.47
	COMPASS GROUP PLC	32,923	21.20	697,967.60
	NEXT PLC	3,768	120.40	453,667.20
	TESCO PLC	238,518	4.58	1,093,605.03
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	32,393	43.32	1,403,264.76
	CONVATEC GROUP PLC	258,911	2.23	578,407.17
	ASTRAZENECA PLC	17,129	138.10	2,365,514.90
	GSK PLC	61,742	19.77	1,220,639.34
	HALEON PLC	372,558	3.59	1,337,855.77
	BARCLAYS PLC	320,315	3.84	1,230,169.75
NATWEST GROUP PLC	159,454	5.33	851,165.45	
BRIDGEPOINT GROUP	295,768	2.22	658,379.56	
IG GROUP HOLDINGS PLC	37,086	14.39	533,667.54	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	9,837	84.74	833,587.38	
BEAZLEY PLC/UK	38,417	12.66	486,359.22	
HISCOX LTD	69,099	15.08	1,042,012.92	
SSE PLC	43,893	25.29	1,110,053.97	
英債券小計		2,600,170		24,320,537.79 (5,184,895,451)
スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	8,180	137.80	1,127,204.00
	NOVARTIS AG-REG	21,601	117.48	2,537,685.48
	UBS GROUP AG-REG	46,163	29.30	1,352,575.90
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	2,119	541.80	1,148,074.20
スイスフラン小計		78,063		6,165,539.58 (1,242,479,536)
スウェーデンクローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	70,263	161.10	11,319,369.30
スウェーデンクローナ小計		70,263		11,319,369.30 (193,108,440)

ノルウェークローネ	AKER BP ASA	28,277	342.20	9,676,389.40	
ノルウェークローネ小計		28,277		9,676,389.40 (158,402,494)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	13,666	358.40	4,897,894.40	
デンマーククローネ小計		13,666		4,897,894.40 (120,929,012)	
合 計		4,584,625		15,373,581,787 (15,373,581,787)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 3銘柄	100.0%	3.5%
ユーロ	株式 44銘柄	100.0%	51.6%
英ポンド	株式 27銘柄	100.0%	33.7%
スイスフラン	株式 4銘柄	100.0%	8.1%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	100.0%	1.3%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0%	1.0%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.0%	0.8%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	12,344,770	12,907,893
コール・ローン	45,189,244	16,754,042
株式	4,344,706,836	4,374,439,526
投資証券	73,436,000	143,462,006
未収配当金	35,382,660	33,857,022
未収利息	600	339
流動資産合計	4,511,060,110	4,581,420,828
資産合計	4,511,060,110	4,581,420,828
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	17,113	-
未払解約金	455,327	5,048,813
流動負債合計	472,440	5,048,813
負債合計	472,440	5,048,813
<b>純資産の部</b>		
元本等		

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
元本	356,460,713	280,214,320
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	4,154,126,957	4,296,157,695
元本等合計	4,510,587,670	4,576,372,015
純資産合計	4,510,587,670	4,576,372,015
負債純資産合計	4,511,060,110	4,581,420,828

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

## （貸借対照表に関する注記）

		2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
1.	期首	2024年 3月26日	2025年 3月26日
	期首元本額	442,999,310円	356,460,713円
	期首からの追加設定元本額	81,802,089円	44,689,419円
	期首からの一部解約元本額	168,340,686円	120,935,812円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	164,590,831円	130,101,277円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	3,587,014円	2,210,412円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	5,300,285円	3,484,518円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	55,541,992円	40,898,866円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	24,085,546円	17,010,506円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	28,047,997円	20,665,539円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	2,357,415円	1,721,994円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	6,987,573円	5,857,960円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	11,393,954円	9,419,721円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	22,506,363円	20,070,799円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	32,061,743円	28,772,728円
	計	356,460,713円	280,214,320円
2.	受益権の総数	356,460,713口	280,214,320口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	267,987,108
投資証券	11,004,064
合計	256,983,044

(2026年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	320,633,841
投資証券	39,882,293
合計	280,751,548

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,331,931	-	2,349,044	17,113
	豪ドル	2,331,931	-	2,349,044	17,113
	合計	2,331,931	-	2,349,044	17,113

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2026年 3月25日現在)

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

2025年 3月25日現在		2026年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	12.6538円	1口当たり純資産額	16.3317円
(1万口当たり純資産額)	(126,538円)	(1万口当たり純資産額)	(163,317円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	SEA LTD-ADR	8,164	78.31	639,322.84	
米ドル小計		8,164		639,322.84 (101,434,961)	
豪ドル	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	41,308	34.73	1,434,626.84	
	AMCOR PLC-CDI	7,476	56.53	422,618.28	
	BHP GROUP LTD	66,006	48.52	3,202,611.12	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,146	27.09	1,006,285.14	
	DYNO NOBEL LTD	253,367	2.93	742,365.31	
	NEWMONT CORP-CDI	3,515	136.99	481,519.85	
	RIO TINTO LTD	7,834	147.56	1,155,985.04	
	BRAMBLES LTD	48,037	21.97	1,055,372.89	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	3,747	45.61	170,900.67	
	LIGHT & WONDER INC-CDI	3,935	117.00	460,395.00	
	SEEK LTD	28,453	14.29	406,593.37	

	COLES GROUP LTD	16,060	21.86	351,071.60	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	82,144	3.60	295,718.40	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	33,616	36.38	1,222,950.08	
	COCHLEAR LTD	3,360	161.38	542,236.80	
	RESMED INC-CDI	15,190	32.45	492,915.50	
	CSL LTD	8,688	139.39	1,211,020.32	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	47,073	36.45	1,715,810.85	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	15,889	171.12	2,718,925.68	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	41,446	42.75	1,771,816.50	
	WESTPAC BANKING CORP	47,215	39.72	1,875,379.80	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	118,466	4.40	521,250.40	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	22,921	21.13	484,320.73	
	TELSTRA GROUP LTD	172,013	5.34	918,549.42	
	PEXA GROUP LTD	55,795	15.05	839,714.75	
豪ドル小計		1,180,700		25,500,954.34 (2,831,370,960)	
香港ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	37,000	105.60	3,907,200.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	101,000	35.38	3,573,380.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	77,500	41.20	3,193,000.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	20,700	391.60	8,106,120.00	
	AIA GROUP LTD	170,200	85.10	14,484,020.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	223,000	8.75	1,951,250.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	153,200	24.30	3,722,760.00	
香港ドル小計		782,600		38,937,730.00 (789,657,164)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	35,390	56.63	2,004,135.70	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	55,770	21.16	1,180,093.20	
	IFAST CORP LTD	36,000	8.78	316,080.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	42,000	19.23	807,660.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	190,920	4.92	939,326.40	
シンガポールドル小計		360,080		5,247,295.30 (651,976,441)	
合 計		2,331,544		4,374,439,526 (4,374,439,526)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
豪ドル	投資証券	GOODMAN GROUP	37,910	961,397.60	
		STOCKLAND	35,630	151,783.80	
豪ドル小計			73,540	1,113,181.40 (123,596,530)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	27,000	979,560.00	

香港ドル小計	27,000	979,560.00 (19,865,476)	
合計		143,462,006 (143,462,006)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 1銘柄	100.0%		2.2%
豪ドル	株式 25銘柄	95.8%		62.8%
	投資証券 2銘柄		4.2%	2.7%
香港ドル	株式 7銘柄	97.5%		17.5%
	投資証券 1銘柄		2.5%	0.4%
シンガポールドル	株式 5銘柄	100.0%		14.4%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	206,631,072	55,669,358
コール・ローン	11,020,137	9,560,990
国債証券	9,132,106,284	7,429,642,198
地方債証券	185,641,743	326,634,876
特殊債券	487,986,742	293,816,985
社債券	573,313,989	563,951,636
派生商品評価勘定	100,905,842	84,012,329
未収入金	66,726,025	469,611,177
未収利息	75,735,154	69,054,682
前払費用	28,073,428	22,461,002
差入委託証拠金	389,172,885	476,338,414
流動資産合計	11,257,313,301	9,800,753,647
資産合計	11,257,313,301	9,800,753,647
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	104,553,393	64,557,851
未払金	132,405,675	249,743,930
未払解約金	19,308,909	1,712,166
流動負債合計	256,267,977	316,013,947
負債合計	256,267,977	316,013,947
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	3,313,494,476	2,547,644,188
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	7,687,550,848	6,937,095,512
元本等合計	11,001,045,324	9,484,739,700

2025年 3月25日現在

2026年 3月25日現在

純資産合計	11,001,045,324	9,484,739,700
負債純資産合計	11,257,313,301	9,800,753,647

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

		2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
1.	期首	2024年 3月26日	2025年 3月26日
	期首元本額	3,235,277,533円	3,313,494,476円
	期首からの追加設定元本額	1,460,744,459円	651,008,701円
	期首からの一部解約元本額	1,382,527,516円	1,416,858,989円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	1,707,990,617円	1,300,904,707円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	46,761,178円	30,843,957円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	58,149,576円	40,530,735円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	574,569,782円	414,542,555円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	186,202,846円	134,020,678円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	41,705,005円	36,603,595円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	92,689,823円	79,211,835円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	122,418,670円	103,011,862円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	233,540,777円	195,039,565円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	249,466,202円	212,934,699円
	計	3,313,494,476円	2,547,644,188円
2.	受益権の総数	3,313,494,476口	2,547,644,188口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日	自 2025年 3月26日 至 2026年 3月25日
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	2025年 3月25日現在	2026年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	75,629,763
地方債証券	2,057,163
特殊債証券	7,485,249
社債券	11,159,626
合計	54,927,725

(2026年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	109,015,697
地方債証券	6,624,750
特殊債証券	6,332,903
社債券	1,831,885
合計	120,141,465

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,349,484,502	-	2,349,271,628	212,874
	売建	2,339,640,260	-	2,325,987,001	13,653,259
合計		4,689,124,762	-	4,675,258,629	13,440,385

(2026年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	1,827,217,939	-	1,813,440,388	13,777,551
	売建	1,770,763,941	-	1,754,944,700	15,819,241
合計		3,597,981,880	-	3,568,385,088	2,041,690

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,980,095,762	-	5,053,840,755	73,744,993
	米ドル	2,866,417,249	-	2,902,993,592	36,576,343
	加ドル	71,120,462	-	72,683,286	1,562,824
	メキシコペソ	162,335,531	-	167,291,704	4,956,173
	ユーロ	492,660,746	-	500,672,591	8,011,845
	英ポンド	283,624,762	-	289,489,162	5,864,400
	スイスフラン	134,829,621	-	136,798,148	1,968,527
	スウェーデンクローナ	96,286,532	-	98,087,088	1,800,556
	ノルウェークローネ	40,630,221	-	43,296,496	2,666,275
	デンマーククローネ	6,825,250	-	7,101,152	275,902

チェココルナ	6,276,449	-	6,339,047	62,598
ハンガリーフォリント	4,756,739	-	4,814,210	57,471
ポーランドズロチ	70,762,177	-	71,811,843	1,049,666
豪ドル	156,153,263	-	157,823,688	1,670,425
ニュージーランドドル	145,733,060	-	148,497,279	2,764,219
シンガポールドル	35,371,810	-	35,717,308	345,498
イスラエルシケル	36,691,906	-	36,200,527	491,379
南アフリカランド	5,180,075	-	5,268,029	87,954
香港・オフショア 人民元	364,439,909	-	368,955,605	4,515,696
売建	5,052,987,762	-	5,143,820,691	90,832,929
米ドル	2,353,070,513	-	2,387,972,803	34,902,290
加ドル	290,048,500	-	289,625,391	423,109
メキシコペソ	144,491,679	-	148,137,649	3,645,970
ユーロ	588,699,235	-	604,516,468	15,817,233
英ポンド	167,048,777	-	169,986,210	2,937,433
スイスフラン	122,122,250	-	123,973,324	1,851,074
スウェーデンク ローナ	387,997,900	-	403,786,860	15,788,960
ノルウェークロー ネ	35,746,900	-	37,966,815	2,219,915
チェココルナ	8,917,104	-	9,011,902	94,798
ハンガリーフォリ ント	17,277,636	-	17,828,899	551,263
ポーランドズロチ	26,899,757	-	27,290,060	390,303
ルーマニアレイ	34,807,269	-	36,063,831	1,256,562
豪ドル	369,371,850	-	373,054,080	3,682,230
ニュージーランド ドル	296,770,620	-	301,716,706	4,946,086
南アフリカランド	42,986,720	-	43,836,943	850,223
香港・オフショア 人民元	166,731,052	-	169,052,750	2,321,698
合計	10,033,083,524	-	10,197,661,446	17,087,936

(2026年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	6,838,703,738	-	6,876,378,029	37,674,291
	米ドル	3,806,396,764	-	3,838,017,107	31,620,343
	加ドル	171,723,349	-	172,002,236	278,887
	メキシコペソ	219,077,424	-	219,952,255	874,831
	ユーロ	596,426,403	-	598,797,118	2,370,715
	英ポンド	454,924,819	-	458,889,566	3,964,747

スイスフラン	276,176,233	-	275,166,255	1,009,978
スウェーデンク ローナ	126,384,737	-	126,441,321	56,584
ノルウェークロー ネ	137,283,426	-	136,557,705	725,721
デンマーククロー ネ	3,576,110	-	3,578,904	2,794
チェココルナ	72,975,095	-	73,226,023	250,928
ハンガリーフォリ ント	6,224,833	-	6,288,358	63,525
ポーランドズロチ	58,102,566	-	57,701,978	400,588
ルーマニアレイ	16,993,231	-	17,163,697	170,466
豪ドル	204,543,583	-	204,366,952	176,631
ニュージーランド ドル	340,744,529	-	338,706,215	2,038,314
シンガポールドル	42,752,383	-	42,731,163	21,220
イスラエルシケ ル	39,737,439	-	40,412,680	675,241
南アフリカランド	28,737,446	-	27,671,885	1,065,561
香港・オフショア 人民元	235,923,368	-	238,706,611	2,783,243
売建	6,983,521,738	-	7,003,783,241	20,261,503
米ドル	3,321,724,974	-	3,340,886,984	19,162,010
加ドル	110,663,800	-	110,095,265	568,535
メキシコペソ	277,530,411	-	276,953,085	577,326
ユーロ	1,008,296,040	-	1,012,994,331	4,698,291
英ポンド	270,323,436	-	272,021,773	1,698,337
スイスフラン	299,893,020	-	299,759,869	133,151
スウェーデンク ローナ	163,694,700	-	163,018,076	676,624
ノルウェークロー ネ	100,350,800	-	99,900,333	450,467
チェココルナ	177,415,429	-	176,986,769	428,660
ハンガリーフォリ ント	7,676,198	-	7,706,784	30,586
ポーランドズロチ	26,360,951	-	26,542,047	181,096
ルーマニアレイ	54,378,339	-	54,454,088	75,749
豪ドル	598,990,440	-	599,128,944	138,504
ニュージーランド ドル	520,796,500	-	518,272,420	2,524,080
シンガポールドル	17,404,600	-	17,390,589	14,011
南アフリカランド	28,022,100	-	27,671,884	350,216
合計	13,822,225,476	-	13,880,161,270	17,412,788

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

2025年 3月25日現在		2026年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	3.3201円	1口当たり純資産額	3.7229円
(1万口当たり純資産額)	(33,201円)	(1万口当たり純資産額)	(37,229円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1)株式

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA-7.375%-30/04/25	200,000.00	207,200.00		
		TREASURY BILL-0.0%-26/05/07	2,737,000.00	2,725,115.94		
		TSY INFL IX N/B-1.875%-36/01/15	263,000.00	258,703.50		
		TSY INFL IX N/B-2.375%-55/02/15	301,000.00	287,463.81		
		US TREASURY N/B-3.5%-27/10/31	1,195,000.00	1,186,503.55		
		US TREASURY N/B-4.125%-27/11/15	1,367,000.00	1,370,577.43		
		US TREASURY N/B-3.625%-28/08/15	722,000.00	717,021.81		
		US TREASURY N/B-4.875%-28/10/31	447,000.00	457,275.63		
		US TREASURY N/B-2.375%-29/05/15	1,381,000.00	1,317,613.47		
		US TREASURY N/B-3.5%-30/01/31	1,090,000.00	1,071,158.26		
		US TREASURY N/B-3.625%-30/10/31	1,523,000.00	1,497,447.09		
		US TREASURY N/B-4.625%-35/02/15	245,000.00	250,182.24		
		US TREASURY N/B-1.75%-41/08/15	1,929,000.00	1,278,940.50		
		US TREASURY N/B-3.125%-41/11/15	2,799,000.00	2,272,438.12		
		US TREASURY N/B-2.0%-51/08/15	2,633,000.00	1,488,774.55		
	国債証券小計			18,832,000.00	16,386,415.90 (2,599,868,746)	
	地方債証券		OMERS FINANCE TRUST-5.5%-33/11/15	250,000.00	264,858.50	
			PROVINCE OF ALBERTA-4.3%-35/11/02	290,000.00	283,011.28	
	地方債証券小計			540,000.00	547,869.78 (86,925,019)	
特殊債券		EUROPEAN INVESTMENT BANK-4.25%-36/02/08	140,000.00	138,349.54		
特殊債券小計			140,000.00	138,349.54 (21,950,538)		
社債券		AMERICAN EXPRESS CO-4.731%-29/04/25	95,000.00	95,445.64		

		AMGEN INC-5.15%-28/03/02	60,000.00	60,745.44	
		AT&T INC-1.65%-28/02/01	255,000.00	242,326.50	
		BANK OF AMERICA CORP-5.933%-27/09/15	80,000.00	80,542.48	
		BANK OF AMERICA CORP-4.623%-29/05/09	155,000.00	155,458.95	
		BANK OF NY MELLON CORP-4.441%-28/06/09	225,000.00	225,118.80	
		CANADIAN IMPERIAL BANK-4.508%-27/09/11	130,000.00	129,989.08	
		COLUMBIA PIPELINE HOLDCO-6.055%-26/08/15	65,000.00	65,311.41	
		DIAMONDBACK ENERGY INC-5.2%-27/04/18	145,000.00	146,054.29	
		ENBRIDGE INC-5.25%-27/04/05	135,000.00	136,096.87	
		ENERGY TRANSFER LP-5.2%-30/04/01	25,000.00	25,507.87	
		EVERSOURCE ENERGY-4.75%-26/05/15	35,000.00	35,019.00	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP-4.75%-26/06/08	70,000.00	70,086.31	
		JPMORGAN CHASE & CO-6.07%-27/10/22	80,000.00	80,694.80	
		ONEOK INC-4.25%-27/09/24	210,000.00	208,945.38	
		ORACLE CORP-6.55%-46/02/04	80,000.00	74,789.92	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC-4.75%-44/02/15	60,000.00	50,139.54	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC-6.15%-55/03/01	23,000.00	22,460.92	
		SHELL FINANCE US INC-4.125%-30/11/06	80,000.00	78,970.80	
		SOUTHERN CAL EDISON-5.9%-55/03/01	59,000.00	56,100.74	
		SOUTHERN CAL EDISON-6.2%-55/09/15	11,000.00	10,892.98	
		SOUTHERN CO-5.5%-29/03/15	95,000.00	97,514.93	
		STATE STREET CORP-5.272%-26/08/03	70,000.00	70,188.72	
		UBS AG STAMFORD CT-4.302%-29/03/16	250,000.00	249,298.50	
		VERALTO CORP-5.5%-26/09/18	100,000.00	100,475.30	
		VERIZON COMMUNICATIONS-2.1%-28/03/22	105,000.00	100,538.55	
		社債券小計	2,698,000.00	2,668,713.72 (423,418,118)	
		米ドル小計	22,210,000.00	19,741,348.94 (3,132,162,421)	
加ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-30/03/01	787,000.00	775,069.08	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.25%-35/12/01	162,000.00	157,590.36	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.75%-53/12/01	304,000.00	190,924.16	
		国債証券小計	1,253,000.00	1,123,583.60 (129,605,368)	
		社債券	ENBRIDGE INC-3.2%-27/06/08	100,000.00	99,749.00
		社債券小計	100,000.00	99,749.00 (11,506,047)	
		加ドル小計	1,353,000.00	1,223,332.60 (141,111,415)	
メキシコ ペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT-5.5%-27/03/04	5,069,500.00	4,983,952.18	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-31/05/29	1,022,800.00	970,381.49	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-32/04/15	2,501,100.00	2,368,478.40	

		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-33/05/26	2,208,000.00	2,019,630.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-34/11/23	524,700.00	478,711.67	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-36/02/21	109,000.00	100,143.75	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-42/11/13	1,796,600.00	1,527,671.41	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-53/07/31	4,518,100.00	3,838,973.07	
メキシコペソ小計			17,749,800.00	16,287,941.97 (145,892,725)	
ユーロ	国債証券	BELGIUM KINGDOM-0.9%-29/06/22	99,000.00	93,089.40	
		BELGIUM KINGDOM-2.6%-30/10/22	58,000.00	56,998.97	
		BELGIUM KINGDOM-2.85%-34/10/22	38,000.00	36,337.84	
		BELGIUM KINGDOM-3.1%-35/06/22	245,000.00	236,765.30	
		BELGIUM KINGDOM-3.45%-43/06/22	153,000.00	141,509.54	
		BELGIUM KINGDOM-4.35%-56/06/22	91,000.00	90,698.14	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.45%-71/10/31	44,000.00	20,043.14	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.4%-28/05/31	204,000.00	202,323.12	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.7%-30/01/31	640,000.00	634,944.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.25%-30/10/31	289,000.00	267,976.98	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.3%-36/04/30	409,000.00	400,591.77	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.5%-41/01/31	69,000.00	65,951.85	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.45%-43/07/30	327,000.00	305,436.96	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.9%-52/10/31	143,000.00	91,865.05	
		BULGARIA-3.5%-34/05/07	144,000.00	141,811.48	
		BUNDESobligation-2.2%-28/04/13	223,000.00	221,118.99	
		BUNDESobligation-2.4%-28/10/19	98,000.00	97,440.32	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.25%-27/02/15	499,000.00	489,218.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.2%-34/02/15	1,207,000.00	1,147,025.37	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.0%-36/05/15	239,000.00	175,820.82	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.0%-38/05/15	770,000.00	601,915.92	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.6%-41/05/15	190,000.00	173,804.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.5%-44/07/04	17,000.00	14,946.15	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.0%-52/08/15	220,000.00	89,807.73	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.8%-53/08/15	12,000.00	8,491.92	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-2.65%-28/06/15	717,000.00	712,009.68	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-4.1%-29/02/01	140,000.00	143,967.18	

	BUONI POLIENNALI DEL TES-2.85%-31/02/01	1,142,000.00	1,118,442.82
	BUONI POLIENNALI DEL TES-3.65%-35/08/01	128,000.00	126,007.04
	BUONI POLIENNALI DEL TES-3.95%-41/10/01	671,000.00	645,336.25
	BUONI POLIENNALI DEL TES-4.1%-46/04/30	22,000.00	21,076.48
	BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%-53/10/01	38,000.00	37,541.94
	BUONI POLIENNALI DEL TES-4.65%-55/10/01	44,000.00	44,216.52
	FINNISH GOVERNMENT-2.875%-29/04/15	104,000.00	104,181.89
	FINNISH GOVERNMENT-3.0%-35/09/15	71,000.00	69,100.82
	FINNISH GOVERNMENT-2.95%-55/04/15	55,000.00	46,215.07
	FRANCE (GOVT OF)-0.5%-72/05/25	93,000.00	24,164.19
	FRANCE (GOVT OF)-2.5%-27/09/24	623,000.00	620,298.04
	FRANCE (GOVT OF)-2.75%-29/02/25	664,000.00	660,514.00
	FRANCE (GOVT OF)-2.7%-31/02/25	1,100,000.00	1,077,257.50
	FRANCE (GOVT OF)-3.5%-35/11/25	37,000.00	36,286.64
	FRANCE (GOVT OF)-4.1%-46/05/25	446,000.00	436,020.74
	FRANCE (GOVT OF)-4.4%-57/05/25	292,000.00	286,258.69
	HELLENIC REPUBLIC-3.625%-35/06/15	19,000.00	18,766.98
	HELLENIC REPUBLIC-3.375%-36/06/16	297,000.00	284,209.99
	HELLENIC REPUBLIC-4.375%-38/07/18	347,000.00	358,020.72
	HELLENIC REPUBLIC-4.125%-54/06/15	167,000.00	157,331.18
	IRISH TREASURY-0.0%-31/10/18	57,000.00	48,608.63
	IRISH TREASURY-3.1%-36/06/18	53,000.00	52,200.65
	IRISH TREASURY-3.15%-55/10/18	51,000.00	45,720.48
	NETHERLANDS GOVERNMENT-2.5%-31/01/15	243,000.00	239,702.97
	NETHERLANDS GOVERNMENT-0.0%-38/01/15	164,000.00	112,148.44
	NETHERLANDS GOVERNMENT-3.25%-44/01/15	204,000.00	199,536.88
	NETHERLANDS GOVERNMENT-3.5%-56/01/15	31,000.00	31,068.91
	OBRIGACOES DO TESOURO-3.875%-30/02/15	184,000.00	191,251.99
	OBRIGACOES DO TESOURO-3.0%-35/06/15	162,000.00	157,293.73
	REPUBLIC OF AUSTRIA-2.1%-17/09/20	48,000.00	28,354.08
	REPUBLIC OF AUSTRIA-0.75%-28/02/20	105,000.00	101,270.50
	REPUBLIC OF AUSTRIA-2.95%-35/02/20	251,000.00	245,367.30
	REPUBLIC OF AUSTRIA-0.75%-51/03/20	128,000.00	66,292.09
	REPUBLIC OF COLOMBIA-5.625%-36/02/19	100,000.00	92,140.00
	REPUBLIC OF CYPRUS-3.25%-31/06/27	410,000.00	413,462.86
	国債証券小計	15,836,000.00	14,857,576.73 (2,741,371,482)
地方債証券	ONTARIO (PROVINCE OF)-3.125%-36/03/05	248,000.00	239,277.34
	ONTARIO TEACHERS' FINANC-0.1%-28/05/19	229,000.00	215,899.59
	QUEENSLAND TREASURY CORP-3.25%-35/05/21	100,000.00	98,366.30

地方債証券小計			577,000.00	553,543.23 (102,134,261)	
特殊債券	CDP FINANCIAL INC-2.75%-32/02/13		347,000.00	337,972.10	
	CPPIB CAPITAL INC-3.25%-36/07/21		250,000.00	244,291.25	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK-3.0%-36/01/14		300,000.00	292,757.70	
	KOMMUNALBANKEN AS-0.05%-29/10/24		180,000.00	161,916.48	
	PSP CAPITAL INC-3.25%-34/07/02		250,000.00	247,175.25	
特殊債券小計			1,327,000.00	1,284,112.78 (236,931,649)	
社債券	AMAZON.COM INC-4.85%-64/03/16		115,000.00	114,231.11	
	COMCAST CORP-0.0%-26/09/14		125,000.00	123,599.87	
	ENEL FINANCE INTL NV-0.25%-26/05/28		100,000.00	99,636.50	
	GSK CONSUMER HEALTHCARE-1.25%-26/03/29		100,000.00	99,987.30	
	ROYAL BANK OF CANADA-3.125%-32/02/03		115,000.00	112,389.73	
社債券小計			555,000.00	549,844.51 (101,451,810)	
ユーロ小計			18,295,000.00	17,245,077.25 (3,181,889,202)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY-4.375%-28/03/07	62,000.00	61,927.89	
		UK TREASURY-4.375%-30/03/07	345,000.00	344,399.70	
		UK TREASURY-5.25%-41/01/31	52,000.00	51,719.82	
		UK TREASURY-4.75%-43/10/22	134,000.00	123,441.47	
		UK TREASURY-4.375%-54/07/31	926,200.00	769,829.65	
		UK TREASURY-4.0%-63/10/22	10,000.00	7,592.00	
	国債証券小計			1,529,200.00	1,358,910.53 (289,706,135)
	社債券	NEW YORK LIFE GLOBAL FDG-1.5%-27/07/15	135,000.00	129,347.82	
社債券小計			135,000.00	129,347.82 (27,575,661)	
英ポンド小計			1,664,200.00	1,488,258.35 (317,281,796)	
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT-2.25%-35/05/11	855,000.00	816,447.19	
スウェーデンクローナ小計			855,000.00	816,447.19 (13,928,589)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-3.625%-34/04/13	684,000.00	651,059.92	
ノルウェークローネ小計			684,000.00	651,059.92 (10,657,850)	
デンマーククローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK-4.5%-39/11/15	608,000.00	707,641.47	
デンマーククローネ小計			608,000.00	707,641.47 (17,471,667)	
チェココルナ	国債証券	CZECH REPUBLIC-1.75%-32/06/23	970,000.00	819,346.87	
		CZECH REPUBLIC-3.0%-33/03/03	560,000.00	504,000.00	

		CZECH REPUBLIC-3.5%-35/05/30	9,530,000.00	8,642,518.75	
		CZECH REPUBLIC-1.5%-40/04/24	2,260,000.00	1,475,356.25	
チェココルナ小計			13,320,000.00	11,441,221.87 (86,364,063)	
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND-2.75%-29/10/25	143,000.00	132,319.68	
		POLAND GOVERNMENT BOND-6.0%-33/10/25	139,000.00	142,692.18	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.0%-34/10/25	116,000.00	110,888.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.0%-35/10/25	434,000.00	409,316.24	
ポーランドズロチ小計			832,000.00	795,216.85 (34,358,934)	
ルーマニアレイ	国債証券	ROMANIA GOVERNMENT BOND-4.85%-29/07/25	120,000.00	113,025.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-6.7%-32/02/25	385,000.00	375,254.68	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-6.75%-35/04/25	510,000.00	495,018.75	
ルーマニアレイ小計			1,015,000.00	983,298.43 (35,597,861)	
豪ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-1.25%-32/05/21	356,000.00	288,538.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-35/06/21	342,000.00	284,971.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-37/10/21	803,000.00	778,299.72	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-1.75%-51/06/21	1,214,000.00	598,939.04	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-54/06/21	1,066,000.00	958,973.60	
	国債証券小計			3,781,000.00	2,909,721.86 (323,066,418)
	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF-5.25%-34/05/23	330,000.00	320,651.10	
		BRITISH COLUMBIA PROV OF-5.2%-36/05/14	220,000.00	208,931.80	
		MANITOBA (PROVINCE OF)-4.85%-34/08/28	86,000.00	80,427.20	
		PROVINCE OF QUEBEC-5.25%-34/05/02	646,000.00	629,074.80	
	地方債証券小計			1,282,000.00	1,239,084.90 (137,575,596)
	特殊債券	PSP CAPITAL INC-5.25%-35/02/27	324,000.00	314,642.88	
	特殊債券小計			324,000.00	314,642.88 (34,934,798)
豪ドル小計			5,387,000.00	4,463,449.64 (495,576,812)	
ニュージーランドドル	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%-30/05/15	74,000.00	74,927.88	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-1.5%-31/05/15	429,000.00	372,985.47	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.25%-34/05/15	844,000.00	820,308.07	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%-35/05/15	620,000.00	608,452.50	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.25%-36/05/15	255,000.00	243,165.70	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-2.75%-51/05/15	299,000.00	190,492.29	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-5.0%-54/05/15	396,000.00	372,001.99	
ニュージーランドドル小計			2,917,000.00	2,682,333.90 (248,571,882)	
シンガ	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-42/04/01	77,000.00	81,620.00	

ポールドル		SINGAPORE GOVERNMENT-1.875%-50/03/01	4,000.00	3,692.00	
シンガポールドル小計			81,000.00	85,312.00	(10,600,016)
マレーシア リングgit	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT-3.519%-28/04/20	435,000.00	438,480.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-2.632%-31/04/15	459,000.00	442,567.80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.502%-27/05/31	201,000.00	202,005.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.844%-33/04/15	144,000.00	146,475.36	
マレーシアリングgit小計			1,239,000.00	1,229,528.16	(49,420,023)
香港・オ フショア 人民元	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND-1.85%-27/05/15	1,040,000.00	1,046,896.13	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.55%-28/10/15	5,790,000.00	5,973,548.79	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.91%-29/07/15	4,710,000.00	4,787,948.61	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.6%-30/09/15	2,230,000.00	2,338,138.27	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.35%-34/02/25	8,410,000.00	8,797,460.47	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.83%-35/08/25	2,170,000.00	2,170,322.67	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.94%-45/07/27	880,000.00	1,107,179.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.12%-52/10/25	3,380,000.00	3,877,572.84	
香港・オフショア人民元小計			28,610,000.00	30,099,066.82	(693,160,439)
合計				8,614,045,695	(8,614,045,695)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 15銘柄	83.0%	30.2%
	地方債証券 2銘柄	2.8%	1.0%
	特殊債証券 1銘柄	0.7%	0.3%
	社債証券 26銘柄	13.5%	4.9%
加ドル	国債証券 3銘柄	91.8%	1.5%
	社債証券 1銘柄	8.2%	0.1%
メキシコペソ	国債証券 8銘柄	100.0%	1.7%
ユーロ	国債証券 62銘柄	86.2%	31.7%
	地方債証券 3銘柄	3.2%	1.2%
	特殊債証券 5銘柄	7.4%	2.8%
	社債証券 5銘柄	3.2%	1.2%
英ポンド	国債証券 6銘柄	91.3%	3.4%
	社債証券 1銘柄	8.7%	0.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.1%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
チェココルナ	国債証券 4銘柄	100.0%	1.0%
ポーランドズロチ	国債証券 4銘柄	100.0%	0.4%
ルーマニアレイ	国債証券 3銘柄	100.0%	0.4%
豪ドル	国債証券 5銘柄	65.2%	3.8%

	地方債証券	4銘柄	27.8%	1.6%
	特殊債券	1銘柄	7.0%	0.4%
ニュージーランドドル	国債証券	7銘柄	100.0%	2.9%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.0%	0.1%
マレーシアリングット	国債証券	4銘柄	100.0%	0.6%
香港・オフショア人民元	国債証券	8銘柄	100.0%	8.0%

**第2 信用取引契約残高明細表**

該当事項はありません。

**第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 3月31日現在です。

### 【年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	7,874,811,751円
負債総額	2,143,846円
純資産総額（ - ）	7,872,667,905円
発行済口数	1,911,979,546口
1口当たり純資産額（ / ）	4.1175円

（参考）

### 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	27,010,022,687円
負債総額	116,180,674円
純資産総額（ - ）	26,893,842,013円
発行済口数	4,246,024,792口
1口当たり純資産額（ / ）	6.3339円

### 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	9,400,077,249円
負債総額	19,395,457円
純資産総額（ - ）	9,380,681,792円
発行済口数	589,473,541口
1口当たり純資産額（ / ）	15.9137円

### 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	22,246,162,928円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	22,246,162,928円
発行済口数	17,805,400,490口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2494円

### 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	30,411,996,254円
------	-----------------

負債総額	93,272円
純資産総額（ - ）	30,411,902,982円
発行済口数	2,703,375,592口
1口当たり純資産額（ / ）	11.2496円

## 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	15,733,997,059円
負債総額	124,561円
純資産総額（ - ）	15,733,872,498円
発行済口数	1,809,622,642口
1口当たり純資産額（ / ）	8.6946円

## アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	4,569,501,265円
負債総額	13,855,271円
純資産総額（ - ）	4,555,645,994円
発行済口数	279,900,091口
1口当たり純資産額（ / ）	16.2760円

## 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	9,801,502,128円
負債総額	297,508,833円
純資産総額（ - ）	9,503,993,295円
発行済口数	2,547,400,156口
1口当たり純資産額（ / ）	3.7309円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換

該当事項はありません。

## (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

## 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する

- ことができません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - (5) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
  - (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2026年3月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の意思決定機関（2026年3月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

##### (3) 運用の意思決定プロセス（2026年3月末現在）

- 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
- 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
- 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

- 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- 委託会社の運用する、2026年3月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	737	363,870
株式投資信託	692	322,979
単位型	234	5,846
追加型	458	317,132
公社債投資信託	45	40,891
単位型	32	834
追加型	13	40,056

### 3【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第282条及び第306条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第66期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第67期中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第65期 (2024年3月31日)		第66期 (2025年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	3	647	3	900
立替金		1,089		1,214
その他	2	2,011	2	3,024
流動資産合計		61,434		71,969
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	233	1	187
器具備品	1	134	1	108
有形固定資産合計		368		295
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		438		478
無形固定資産合計		438		478
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		-		496
その他投資		-		765
投資その他の資産合計		66,398		65,006
固定資産合計		67,205		65,781
資産合計		128,640		137,750

(単位：百万円)

	第65期 (2024年3月31日)		第66期 (2025年3月31日)	
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		451		1,631
未払金		9,211		9,544

未払収益分配金		7		7
未払償還金		71		71
未払手数料		8,330		8,462
その他未払金		803		1,002
未払費用	3	4,082	3	4,202
未払法人税等		1,644		3,378
未払消費税等	4	620	4	693
関係会社短期借入金		-		6,690
賞与引当金		2,619		2,881
役員賞与引当金		232		225
その他		683		44
流動負債合計		19,547		29,291
固定負債				
退職給付引当金		1,448		1,455
賞与引当金		565		529
役員賞与引当金		56		121
繰延税金負債		295		-
その他		251		231
固定負債合計		2,617		2,337
負債合計		22,165		31,629
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		82,591		83,753
利益剰余金合計		82,591		83,753
自己株式		2,067		2,067
株主資本合計		103,107		104,269
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		4,523		2,466
繰延ヘッジ損益		1,155		615
評価・換算差額等合計		3,367		1,851
純資産合計		106,475		106,120
負債純資産合計		128,640		137,750

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	1	3,714	1	4,604
営業収益合計		79,588		87,869
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645

公告費	3	5
調査費	17,736	18,976
調査費	1,266	1,433
委託調査費	16,445	17,516
図書費	23	26
委託計算費	610	617
営業雑経費	881	867
通信費	135	136
印刷費	308	278
協会費	48	50
諸会費	11	18
その他	375	382
営業費用計	52,860	59,011
一般管理費		
給料	10,550	11,085
役員報酬	459	592
役員賞与引当金繰入額	273	289
給料・手当	6,791	7,151
賞与	277	216
賞与引当金繰入額	2,747	2,835
交際費	71	49
寄付金	22	22
旅費交通費	260	273
租税公課	389	646
不動産賃借料	906	836
退職給付費用	388	403
退職金	36	38
固定資産減価償却費	199	193
福利費	1,208	1,187
諸経費	4,661	4,821
一般管理費計	18,694	19,559
営業利益	8,033	9,298

(単位：百万円)

	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	2	4,946	2	4,356
デリバティブ収益		-		193
有価証券評価益	3	1,113	3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		-		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	2	907
デリバティブ費用		3,494		-
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		-
その他		0		9

営業外費用合計	4,231	919
経常利益	10,319	16,418
特別利益		
投資有価証券売却益	815	210
特別利益合計	815	210
特別損失		
投資有価証券売却損	174	81
固定資産処分損	52	10
損害賠償損失	167	-
特別損失合計	394	91
税引前当期純利益	10,740	16,537
法人税、住民税及び事業税	2,415	4,349
法人税等調整額	51	157
法人税等合計	2,364	4,192
当期純利益	8,376	12,345

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				5,092	5,092		5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	3,284	3,284	-	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	1,155	3,367	106,475

第66期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

株主資本	



3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p>
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

（未適用の会計基準等）

- ・ 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

## （重要な会計上の見積り）

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
該当事項はありません。

## （貸借対照表関係）

第65期 (2024年3月31日)	第66期 (2025年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,482百万円</p> <p>器具備品 920百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,484百万円</p> <p>器具備品 872百万円</p>
<p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。</p>	<p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。</p>
<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>未収収益 248百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払費用 1,873百万円</p>	<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>未収収益 282百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払費用 1,921百万円</p>
<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。</p>	<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。</p>
<p>5 保証債務</p> <p>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大493百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。</p>	<p>5 保証債務</p> <p>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大469百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。</p>

## （損益計算書関係）

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<p>1 営業収益合計には、成功報酬212百万円が含まれ ております。</p>	<p>1 営業収益合計には、成功報酬354百万円が含まれ ております。</p>
<p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 4,889百万円</p>	<p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 4,048百万円</p> <p>支払利息 286百万円</p>
<p>3 有価証券評価益</p> <p>保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額1,113百万円を営業外収益に計上して おります。</p>	<p>3 有価証券評価益</p> <p>保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額3,063百万円を営業外収益に計上して おります。</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	-	96,000	121,000	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	-	406,000	346,000	-
合計		969,000	-	502,000	467,000	-

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	121,000	-	121,000	-	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	346,000	-	154,000	192,000	-
合計		467,000	-	275,000	192,000	-

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年3月31日	2025年6月27日

## (リース取引関係)

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	891百万円	1年内	916百万円
1年超	2,613百万円	1年超	6,829百万円
合計	3,505百万円	合計	7,745百万円

## (金融商品関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」5「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部が為替予約によりリスクをヘッジしております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

## 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融



## 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	169	2,483	-
合計	53,440	169	2,483	-

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

## 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

## 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。



有価証券及び投資有価証券 投資信託	-	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

(有価証券関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上 額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	156
	小計	1,613	1,769	156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額2,540百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	167
合計	8,145	1,057	167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「（損益計算書関係） 3 有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上 額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額	投資信託	12,903	9,123	3,780

が取得原価を超えるもの	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	2,536	2,809	273
	小計	2,536	2,809	273
合計		15,440	11,933	3,506

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。
- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額2,571百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	45
合計	5,849	764	45

### 4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「（損益計算書関係） 3 有価証券評価益」をご参照ください。

（金銭の信託関係）

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

（デリバティブ取引関係）

第65期(2024年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 株価指数先物取引 売建	15,077	-	309	309
合計	15,077	-	309	309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
	為替予約取引 売建				

原則的処理 方法	米ドル 豪ドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	6,465 84 542 2,979 2,172	- - - - -	268 2 17 17 60
合計			12,243	-	367

## (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 第66期(2025年3月31日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	-	159	159
合計		17,846	-	159	159

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

## (2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	-	39	39
合計		6,696	-	39	39

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券	6,651	-	326
	米ドル		180	-	1
	豪ドル		2,796	-	2
	ユーロ		1,067	-	38
	香港ドル		1,473	-	18
	人民元		12,167	-	381
合計			12,167	-	381

## (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位:百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位:百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,342	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,341
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 18,436
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,427

## (退職給付関係)

## 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）	
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	110
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,407</u>
（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,448</u>
退職給付引当金	1,448
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,448</u>
（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	7
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>134</u>
（4）数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.7%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253百万円でありました。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）	
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	34
退職給付の支払額	133
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,387</u>

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,455</u>

退職給付引当金	1,455
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,455</u>

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	7
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>140</u>

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎  
割引率

1.5%

### 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

##### (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

##### (2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

#### 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。  
 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
 当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況  
 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

#### 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。  
 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
 当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

## (税効果会計関係)

第65期 (2024年3月31日)	第66期 (2025年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳  (単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳  (単位：百万円)
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 975	賞与引当金 1,047
投資有価証券評価損 8	投資有価証券評価損 8
関係会社株式評価損 52	関係会社株式評価損 54
退職給付引当金 443	退職給付引当金 457
固定資産減価償却費 80	固定資産減価償却費 69
繰延ヘッジ損益 510	繰延ヘッジ損益 283
その他 679	その他 828
繰延税金資産小計 2,750	繰延税金資産小計 2,748
評価性引当金 52	評価性引当金 54
繰延税金資産合計 2,697	繰延税金資産合計 2,694
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 2,044	その他有価証券評価差額金 1,221
その他 948	その他 976
繰延税金負債合計 2,992	繰延税金負債合計 2,198
繰延税金負債の純額 295	繰延税金資産の純額 496
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.6%	法定実効税率 30.6%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 10.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.3%
その他 1.1%	その他 0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3%
	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
	「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が26百万円減少し、法人税等調整額は2百万円減少し、その他有価証券評価差額金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は8百万円減少しております。

## (関連当事者情報)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社  
重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	-	資金の返済(シンガポールドル貸建)(注1)	3,318 (SGD 33,000千)	関係会社短期貸付金	-
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	22 (SGD 223千)	未収収益	-
							関係会社株式の取得(注2)	13,412	-	-
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千)(注3)	アセットマネジメント業	直接100.00	-	配当の受取	2,950 (USD 20,000千)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接100.00	-	増資の引受(注4)	1,828	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
- Nikko Asset Management International Limitedが保有する関連会社AHAM Asset Management Berhadの20%の株式を、2023年4月19日に13,412百万円で取得しました。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- Nikko AM Global Holdings Limitedの行った1,828,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2023年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322百万円
負債合計	8,314百万円
純資産合計	33,008百万円
営業収益	18,682百万円
税引前当期純利益	6,005百万円
当期純利益	4,538百万円

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社  
重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	-	資金の借入(シンガポールドル貸建)(注1)	6,690 (SGD 60,000千)	関係会社短期借入金	6,690 (SGD 60,000千)
							借入金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	286 (SGD 2,532千)	未払費用	286 (SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	-	配当の受取	2,641 (USD 18,000千)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセットマネジメント業	直接100.00	-	増資の引受(注3)	7,360	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2024年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582百万円
負債合計	7,834百万円
純資産合計	38,748百万円
営業収益	18,712百万円
税引前当期純利益	6,127百万円
当期純利益	4,588百万円

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 関連情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりま

す。

- (2) 有形固定資産  
国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

- 3 主要な顧客ごとの情報  
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載していません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報  
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

- 2 地域ごとの情報

- (1) 営業収益  
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略していません。

- (2) 有形固定資産  
国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

- 3 主要な顧客ごとの情報  
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
該当事項はありません。

(収益認識関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期

に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（1株当たり情報）

項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	548円41銭	546円58銭
1株当たり当期純利益金額	43円14銭	63円58銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益（百万円）	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション (2) 121,000株、 2017年度ストックオプション (1) 346,000株	2017年度ストックオプション (1) 192,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第65期 (2024年3月31日)	第66期 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	194,152	194,152

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

（1）中間貸借対照表

（単位：百万円）

第67期中間会計期間  
(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金	22,067
金銭の信託	21,408
有価証券	9
未収委託者報酬	19,210
未収収益	1,242
その他	2
流動資産合計	68,938

固定資産

有形固定資産	1	292
--------	---	-----

無形固定資産	526
投資その他の資産	
投資有価証券	17,477
関係会社株式	44,701
長期差入保証金	685
繰延税金資産	665
投資その他の資産合計	63,529
固定資産合計	64,348
資産合計	133,286

(単位：百万円)

第67期中間会計期間  
(2025年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

未払金		9,717
未払費用		3,334
未払法人税等		2,614
未払消費税等	3	511
関係会社短期借入金		6,917
賞与引当金		1,652
役員賞与引当金		180
その他		827
流動負債合計		25,756

## 固定負債

退職給付引当金		1,476
賞与引当金		373
役員賞与引当金		113
その他		216
固定負債合計		2,179

## 負債合計

27,935

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220

## 利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		83,350
利益剰余金合計		83,350

## 自己株式

2,067

## 株主資本合計

103,866

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		1,728
繰延ヘッジ損益		244
評価・換算差額等合計		1,484

純資産合計	105,351
負債純資産合計	133,286

## ( 2 ) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第67期中間会計期間  
(自 2025年4月1日  
至 2025年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		42,808
その他営業収益		2,243
営業収益合計		45,051
営業費用及び一般管理費	1	40,760
営業利益		4,291
営業外収益	2	7,437
営業外費用	3	3,012
経常利益		8,717
特別利益	4	937
特別損失	5	51
税引前中間純利益		9,602
法人税等	6	2,519
中間純利益		7,083

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

第67期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	2,067	104,269
当中間期変動額							
剰余金の配当				7,486	7,486		7,486
中間純利益				7,083	7,083		7,083
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	403	403	-	403
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	83,350	83,350	2,067	103,866

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,466	615	1,851	106,120
当中間期変動額				
剰余金の配当				7,486
中間純利益				7,083

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	738	371	366	366
当中間期変動額合計	738	371	366	769
当中間期末残高	1,728	244	1,484	105,351

## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	第67期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行業務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p>

	<p>(1) 投資信託委託業務</p> <p>当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務</p> <p>当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬</p> <p>当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p>
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理</p> <p>資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法</p> <p>税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

## ( 中間貸借対照表関係 )

第67期中間会計期間 (2025年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 2,394百万円
2	信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大489百万円（5百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

## （中間損益計算書関係）

第67期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	43百万円
無形固定資産	61百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
金銭の信託運用益	3,837百万円
受取配当金	2,598百万円
有価証券評価益	953百万円
有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。	
3 営業外費用のうち主要なもの	
デリバティブ費用	2,675百万円
支払利息	174百万円
為替差損	147百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	713百万円
関係会社株式売却益	223百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	51百万円
6 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第67期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	2,860,000	-	-	2,860,000

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	192,000	-	-	192,000	-
合計		192,000	-	-	192,000	-

(注) 1 2017年度ストックオプション(1) 192,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。



金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

##### 株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

##### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	3,422
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

#### (有価証券関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

##### 1 子会社株式及び関連会社株式

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

##### 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,774	9,262	2,512
	小計	11,774	9,262	2,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,290	2,457	167
	小計	2,290	2,457	167
合計		14,064	11,720	2,344

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額3,422百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### (金銭の信託関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	21,408	3,837

#### (デリバティブ取引関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	18,941	-	122	122
合計		18,941	-	122	122

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## (2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,929	-	26	26
合計		6,929	-	26	26

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 通貨関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,877	-	98
	豪ドル		146	-	3
	ユーロ		3,242	-	50
	香港ドル		495	-	10
合計			9,761	-	162

## (持分法損益等)

第67期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,345百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,450百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,313百万円

## (収益認識関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

## 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4 . 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（ストックオプション等関係）

第67期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第67期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

関連情報

第67期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第67期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第67期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第67期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	第67期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	542円62銭
1株当たり中間純利益金額	36円48銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第67期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益(百万円)	7,083
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,083
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2017年度ストックオプション(1)192,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第67期中間会計期間 (2025年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	105,351
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(百万円)	105,351
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行ないました。

・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社 S B I 証券	54,323百万円	
株式会社 スマートプラス	100百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	465百万米ドル (2024年12月末現在)	資産運用に関する業務を営んでいます。
M F S インターナショナル(U.K.) リミテッド	1,996千英ポンド (2025年12月末現在)	
J P モルガン・アセット・マネジメン ト株式会社	2,218百万円 (2025年9月末現在)	
ジャナス・ヘンダーソン・インベス ターズ・US・エルエルシー	715.1百万米ドル 資本の額 (2025年9月末現在)	
スパークス・アセット・マネジメン ト株式会社	2,500百万円 (2025年12月末現在)	
シュローダー・インベストメント・マ ネージメント(シンガポール)リミ テッド	5,077万シンガポールドル (2025年12月末現在)	
アモーヴァ・アセットマネジメント・ アメリカズインク	181百万米ドル 資本金と資本剰余金 の合計額 (2025年3月末現在)	
S M B C グローバル・インベストメン ト&コンサルティング株式会社	1,499百万円 (2025年12月末現在)	
三井住友トラスト・アセットマネジメ ント株式会社	2,000百万円 (2025年12月末現在)	

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## (3) 投資顧問会社

・委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・U S ・エルエルシー

M F S インターナショナル（U.K.）リミテッド

シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

- ・各マザーファンドの適切な組入比率の投資助言および投資顧問会社の評価・選定などに関する情報提供や助言などを行いません。

S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社

- ・各マザーファンドの投資顧問会社の評価・選定などに関する情報提供や助言などを行いません。

アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインク

### 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の100%子会社である持株会社が、アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクの発行済株式総数の100%を保有しております。（2025年3月末現在）

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 6月25日	有価証券届出書
2025年 6月25日	有価証券報告書
2025年 9月26日	有価証券届出書の訂正届出書
2025年12月25日	有価証券届出書
2025年12月25日	半期報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連

する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月10日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）の2025年3月26日から2026年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年12月5日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧社名日興アセットマネジメント株式会社）の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。